

**三春町**

**地域福祉計画・地域福祉活動計画**

**【令和4年度～令和8年度】**

**～誰もが元気で、ともに輝けるまち 三春～**

**令和4年3月**

**三春町・社会福祉法人 三春町社会福祉協議会**

## はじめに

このほど、三春町では、「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春—いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり」を基本理念とした第7次長期計画を上位計画とし、「三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画は、町の総合計画と整合を図りながら、高齢者、介護保険、障がい者、子ども・子育て、健康などの福祉関連の各計画の上に立ち、一元的に福祉政策を進めるうえで基本的な方向性を示し、地域のさまざまな課題を明らかにするとともに、町民・事業者・各種団体・社会福祉協議会・行政が連携の元、地域全体で福祉問題を解決することを目的として策定したものです。

今後一層深刻化する少子高齢化社会を迎え、加えて昨今では異常気象による自然災害や大地震も多発しており、あらためて地域住民の助け合いの重要性を認識させられたところです。

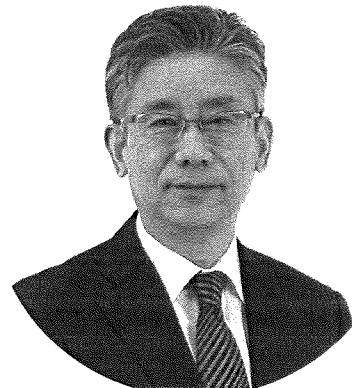
こうした中、地域においては、つながりの希薄化・子育て世帯の孤立化・増加する一人暮らし高齢者の深刻化など、さまざまな困りごとを抱えた人がおられます。住み慣れた地域で、誰もが安心して充実した暮らしを送るためにには地域での支え合いの活動が重要となります。

この計画では、「地域福祉の担い手育成」・「地域福祉活動の活性化」・「包括的な支援体制の構築」・「安心・安全な地域づくり」の基本目標を軸に、令和8年度を目標年次として各種施策を展開していくものであります。

三春町では、この計画に基づき町民の皆様や関係機関の皆様と一緒に、地域福祉活動の推進に努めてまいりますので、今後とも一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などで貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

2022年(令和4年)3月



三春町長 坂本浩之

## ～目次～

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	1
1 地域福祉について	1
2 計画策定のポイント	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画の策定体制	7
5 地域の範囲の考え方	8
<b>第2章 三春町の現状</b>	9
1 人口	9
2 世帯	10
3 子ども	11
4 障がい者	11
5 要支援・要介護認定者	12
6 生活保護	12
7 ボランティア	13
8 老人クラブ	13
9 地区別の状況	14
<b>第3章 三春町における地域福祉の考え方</b>	18
1 目指す姿	18
2 基本目標	18
3 体系	19
4 重点テーマ 重層的支援体制の構築	20
<b>第4章 施策の展開</b>	21
目標1【人材】 地域福祉の担い手育成	21
目標2【活動】 地域福祉活動の活性化	27
目標3【支援】 包括的な支援体制の構築	34
目標4【環境】 安心・安全な地域づくり	41
<b>第5章 計画の推進</b>	48
1 計画の推進体制	48
2 計画の進行管理	48
<b>資料編</b>	49
1 三春町地域福祉計画推進協議会の設置要綱	49
2 三春町地域福祉計画推進協議会の委員名簿	50
3 策定経過	50

# 第1章 計画策定にあたって

## I 地域福祉について

### (1) 地域福祉とは

私たちが住むまちでは、人口減少や少子高齢化をはじめ、地域でのつながりの希薄化、孤立・孤独の問題等、行政だけでは対応できない様々な困りごと・課題が顕在化しています。

そのような中、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくことが求められています。

つまり、「地域福祉」とは

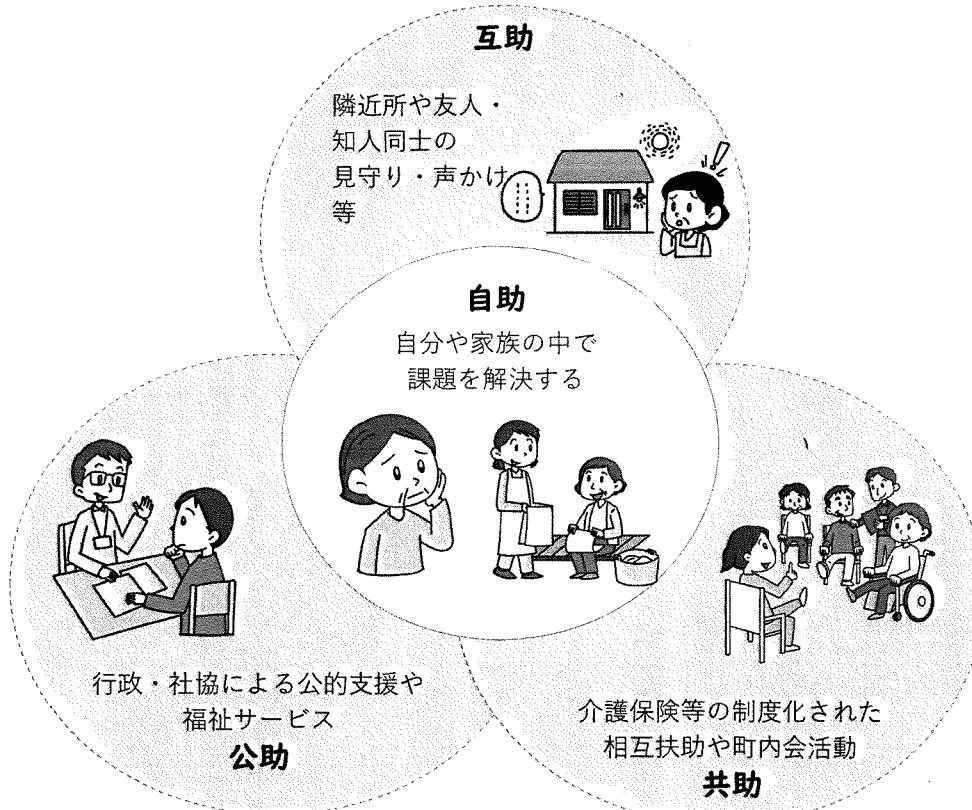
地域に住む誰もが幸せに暮らせるよう、住民一人ひとりが地域にある困りごとを自分のこととしてとらえ、「幸せづくりの担い手」となって地域全体で支え合っていくこと。

### (2) 地域福祉を進める上で重要な「4つの助け」

地域福祉を推進するためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくることが重要となります。特に、生活課題の多様化・複雑化が進む中で、日常生活に一番身近な地域の中での「住民同士の助け合いや支え合い（互助・共助）」を進めていくことが必要です。

#### ■「4つの助け」

#### 《相互に連携し、複合的な支援体制を構築》



## 2 計画策定のポイント

### (1) 国の動向

国では、多様化・複雑化している生活課題の解決に向け、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プランにおいて、高齢者・障がい者・子ども等、全ての人が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現を目指す方針を提示しました。その後、平成29年6月に社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となり、同時に市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が定められました。

さらに、令和2年6月に改正された社会福祉法では、生活課題を抱える住民を支援する体制や住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう、「重層的支援体制整備事業」の創設が明記されました。

#### ■市町村地域福祉計画の策定ガイドライン(一部抜粋)

##### (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

→福祉以外の分野との連携、生活困窮者支援、自殺対策、虐待対策、権利擁護、再犯防止 等

##### (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

→相談支援体制の整備、適切なサービスの提供、サービス利用者の権利擁護 等

##### (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

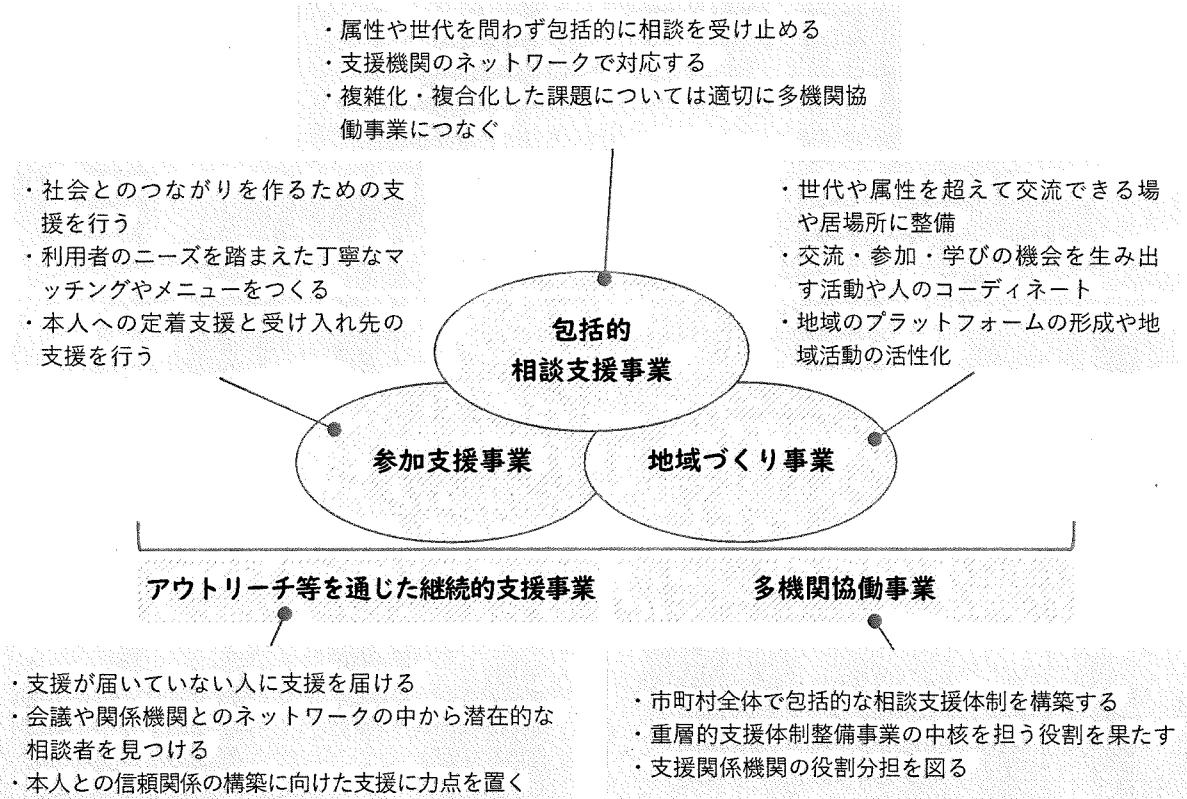
##### (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

→社会福祉活動への支援、地域福祉の意識醸成、人材育成 等

##### (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

→多分野・多機関の包括的な相談支援体制の整備 等

#### ■重層的支援体制整備事業イメージ



## (2) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。「持続可能な開発目標(SDGs)」は、令和12年までに世界中で達成すべき目標として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

本計画についても地域に住む誰もが幸せに暮らすことが目標であることから、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を取り入れ、本町の地域福祉施策を展開します。

### ■持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標



### ■特に本計画と深く関連する目標

#### 目標1：貧困をなくそう



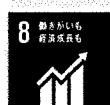
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

#### 目標3：すべての人に健康と福祉を



あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

#### 目標8：働きがいも経済成長も



包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

#### 目標10：人や国の不平等をなくそう



各国内及び各国間の不平等を是正する

#### 目標11：住み続けられるまちづくりを



包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

#### 目標17：パートナーシップで目標を達成しよう



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### (3) 「新しい生活様式」を踏まえた関係づくり

令和2年、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、複数人が集まって行う活動が制限され、人と接する機会が少なくなりました。

国では新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を目的とした「新しい生活様式」が提唱されており、生活における様々な場面で新たな社会課題への対応が求められています。

今後は、「新しい生活様式」に基づいた感染対策や地域活動の実施が求められます。

#### ■日常生活を営む上での基本的生活様式



#### ■「新しい生活様式」に基づく地域活動の実施イメージ



### (4) 福島県の動向

少子高齢化の進行や貧困、虐待等社会が抱える課題の多様化・複雑化が顕在する中、誰もが安心していきいき暮らせる地域づくりを実現するため、地域福祉ではきめの細かい対応が求められています。

そのため、福島県では令和3年3月に「県民一人ひとりがともにつながり支え合って、いきいき暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念とする「福島県地域福祉支援計画」を策定しています。

#### ■福島県地域福祉支援計画の概要（令和3年3月策定）



<sup>1</sup> ICT : 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称です。

<sup>2</sup> SNS : 「Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス)」の略で、インターネットを利用した個人間のコミュニケーションサービスのこと。

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 計画の法的根拠

『地域福祉計画』は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、福祉分野の上位計画として、「町の将来を見据えた地域福祉の理念や推進に向けての基本的な方向を定める計画」です。

一方、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図る団体と定義されている社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、「住民や福祉・保健等の関係団体・事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画」です。

##### ■社会福祉法(令和3年4月1日一部改正)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画  
(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

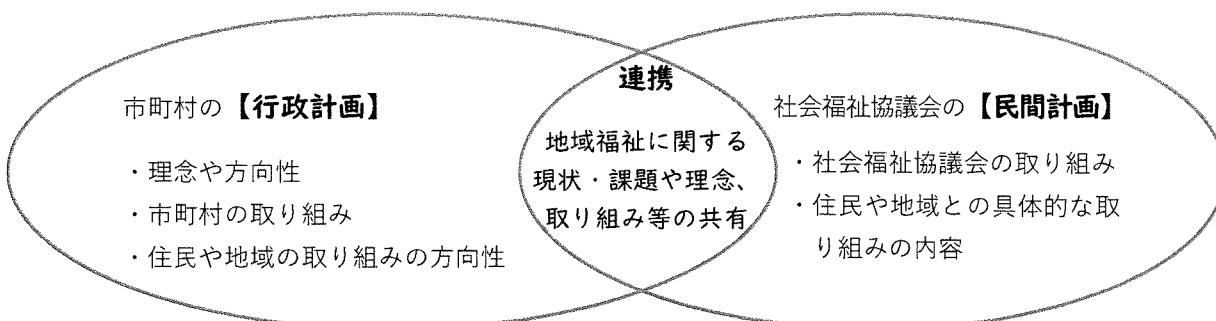
第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

#### (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

行政による福祉サービスと、民間による福祉サービスや住民による助け合い・支え合いの取り組みが連携し、包括的な支援体制を構築していくことが重要であることから、本町では地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、地域福祉の理念や取り組みを共有しながら、地域福祉の推進を図ります。

##### ■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

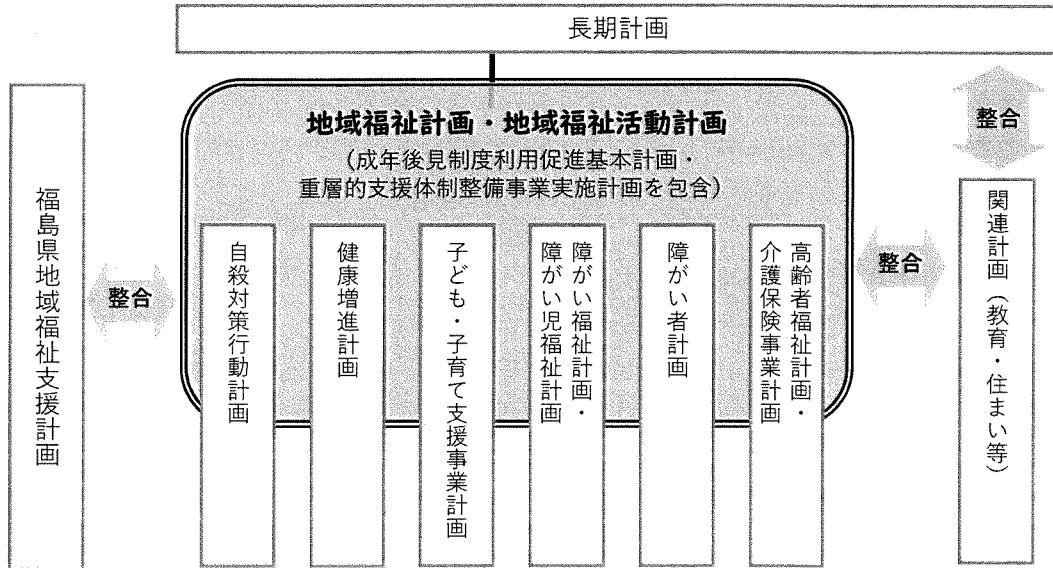


### (3) 関連計画との関係性

本計画は、町の最上位計画である「三春町長期計画」に基づく福祉分野の上位計画であり、高齢者や障がい者、児童等の福祉に関する町の諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す計画です。また、国・県の指針及び計画との整合を図ります。

さらに、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」、社会福祉法第106条に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」としても位置付けます。

#### ■他分野の計画との関係図



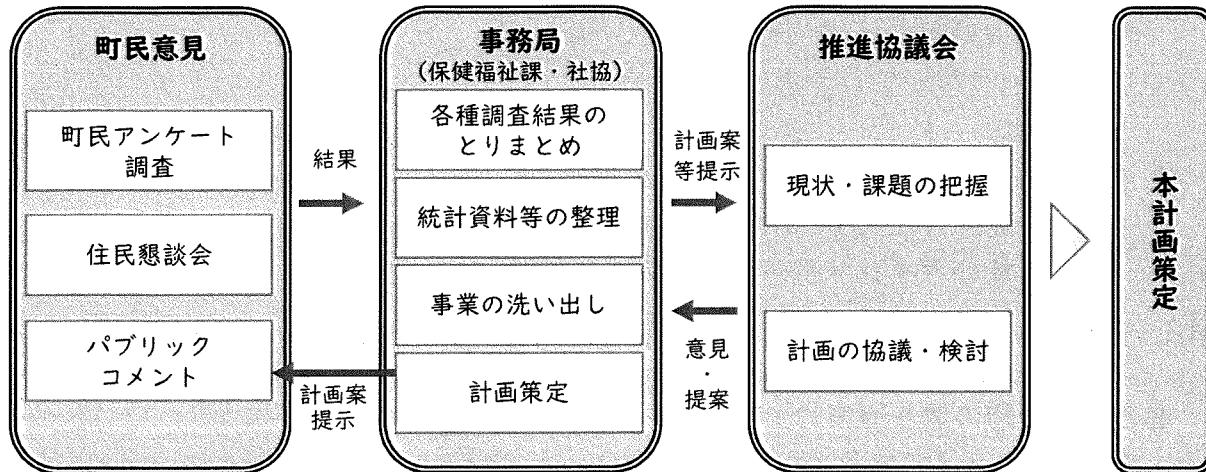
### (4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度～令和8年度までの5年間とし、令和6年度に中間評価を行います。

#### ■計画期間

	R04	R05	R06	R07	R08		
長期計画		第7次【R02～】			第8次		
本計画	第1期						
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8次【R03～】		第9次				
障がい者計画	第7期【H29～】			第8期			
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期【R03～】		第7期				
子ども・子育て支援事業計画	第2期【R02～】		第3期				
健康増進計画	第2次【H30～】		第3次				
自殺対策行動計画	第1次【H31～】		第2次				

## 4 計画の策定体制



### ■各種調査概要

#### ①町民アンケート調査

本計画の策定にあたり、町の現状や課題、町民のニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

調査対象者	満 20 歳以上の男女 1,400 人（地区や年齢ごとの人数を考慮し、対象者を抽出）
調査期間	令和 3 年 8 月 9 日～令和 3 年 8 月 31 日
調査方法	郵送配付・郵送回収
回収数（回収率）	715 件 (51.1%)

#### ②住民懇談会

町民の方々の「生の声」をお聞きすることで地域の課題や必要な支援を明確に把握し、計画策定の参考とするために実施しました。

実施対象	各地区まちづくり協会【三春・沢石・要田・御木沢・岩江・中妻・中郷】
実施日時・場所	・御木沢地区：令和 3 年 7 月 25 日（日）13:30～15:30 御木沢地区公民館 ・上記以外の地区：新型コロナウイルス感染症拡大により、中止*
プログラム	【ステップⅠ】助け合い・支え合い活動が活発な地域とは？ 「助け合い・支え合い活動が活発な地域」を想像し、その地域でどんなことに取り組んでいるかについて意見を出し、似ている意見同士で分類分けをしました。  【ステップⅡ】地域でできる生活支援を考えよう！ ステップⅠで挙げた「助け合い・支え合い活動が活発な地域」に、自分達の地域も近づけるために、「地域でできる生活支援」について意見を出しました。

\*代わりに、「『地域の支え合いを考える会』の勉強会」での意見を本計画に活用

## 5 地域の範囲の考え方

地域福祉の推進にあたり、地域の捉え方や地域活動の範囲は、事業や活動の内容、目的等により、異なっています。

そのため、本計画では住民自身がより身近な地域の取り組みや課題を認識し、地域の実情に合った地域活動を行うことができるよう、「隣近所」のレベルから町全体まで、4つの圏域を設定し、相互の役割を確認しながら、複合的に地域福祉の推進に取り組みます。

### ■地域の範囲の考え方

隣近所	行政区 【13地区】	まちづくり協会(日常生活圏域) 【7地区】	町全域
<ul style="list-style-type: none"><li>・日頃のあいさつ</li><li>・見守り・声かけ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政との連絡調整、行政情報の共有</li><li>・地域活動</li><li>・防災活動</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域課題の把握、意見交換</li><li>・地域の行事、清掃活動</li><li>・各種勉強会の実施</li><li>・介護予防サービスの提供</li><li>・地域の支援体制の整備</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉サービス・行政情報の提供</li><li>・関係機関との連携</li><li>・専門性の高い相談への対応</li></ul>

エリアに応じた活動の展開と複合的な支援体制の構築

## 第2章 三春町の現状

### I 人口

総人口は年々緩やかに減少し、今後も減少が続く見込みとなっており、令和22年には約13,000人となる見込みとなっています。

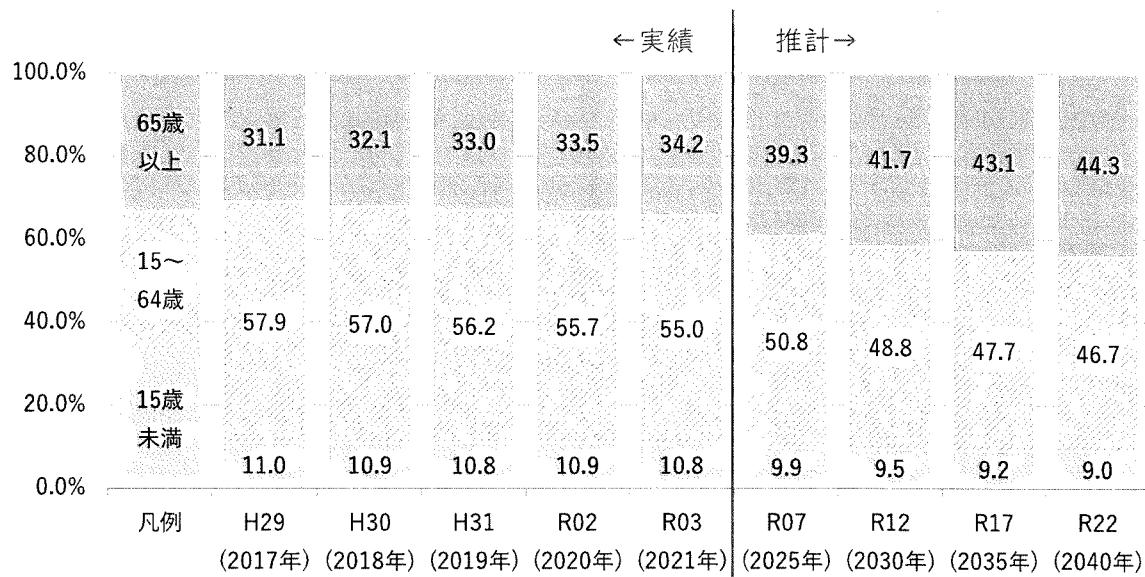
また、年齢3区別人口とその割合をみると、15歳未満がこれまでほぼ横ばいとなっていたものの、15～64歳と同様に今後減少し、令和7年には10%を割り、15～64歳は約50%となることが見込まれています。一方、65歳以上は年々増加し、令和12年には40%台となることが見込まれています。

#### ■年齢3区別人口の推移と推計

20,000人	← 実績					推計 →				
	65歳以上	15,486	17,240	17,028	16,853	16,767	16,299	15,266	14,191	13,061
15,000人	5,434	5,536	5,620	5,641	5,742	6,408	6,366	6,111	5,780	
10,000人	15～64歳	10,130	9,819	9,564	9,382	9,214	8,285	7,454	6,776	6,100
5,000人	15歳未満	1,922	1,885	1,844	1,830	1,811	1,606	1,446	1,304	1,182
0人	凡例	H29 (2017年)	H30 (2018年)	H31 (2019年)	R02 (2020年)	R03 (2021年)	R07 (2025年)	R12 (2030年)	R17 (2035年)	R22 (2040年)

資料：H29～R03：住民基本台帳（各年4月1日現在）、R07～R22：国立社会保障・人口問題研究所推計

#### ■年齢3区別人口割合の推移と推計



資料：H29～R03：住民基本台帳（各年4月1日現在）、R07～R22：国立社会保障・人口問題研究所推計

※小数点の関係で足し合わせた数値と合計が合わない場合があります。

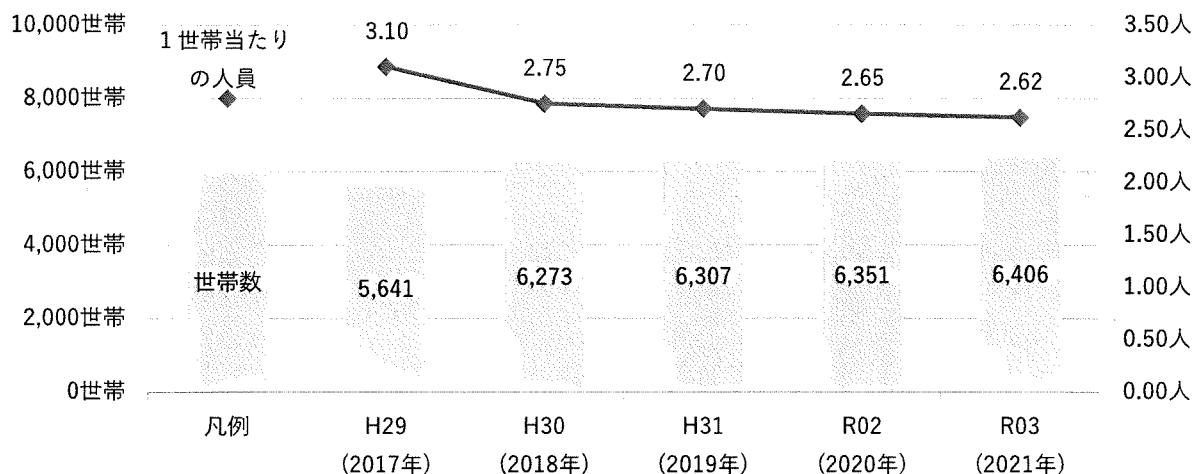
## 2 世帯

総世帯数は年々増加し、平成30年に6,000世帯を超えており一方で、1世帯当たりの人員は緩やかに減少しています。

また、高齢者世帯は単身世帯・夫婦世帯ともに年々増加し、令和2年に705世帯・821世帯となっています。

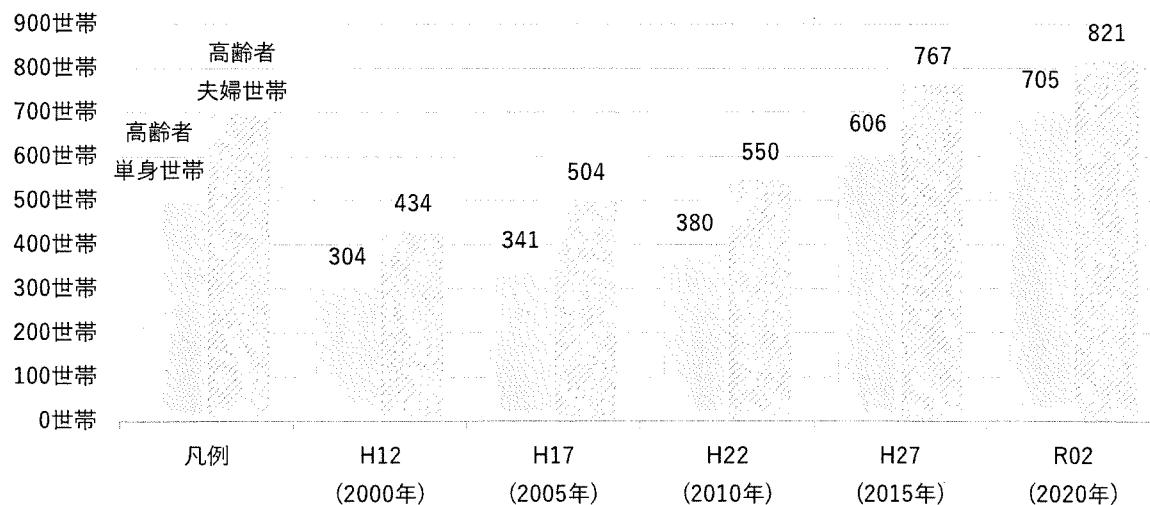
さらに、ひとり親世帯は、60~80世帯前後で推移しています。

### ■世帯数と1世帯当たりの人員の推移



資料：三春町現住人口（各年4月1日現在）

### ■高齢者世帯の推移



資料：国勢調査

### ■ひとり親世帯の推移

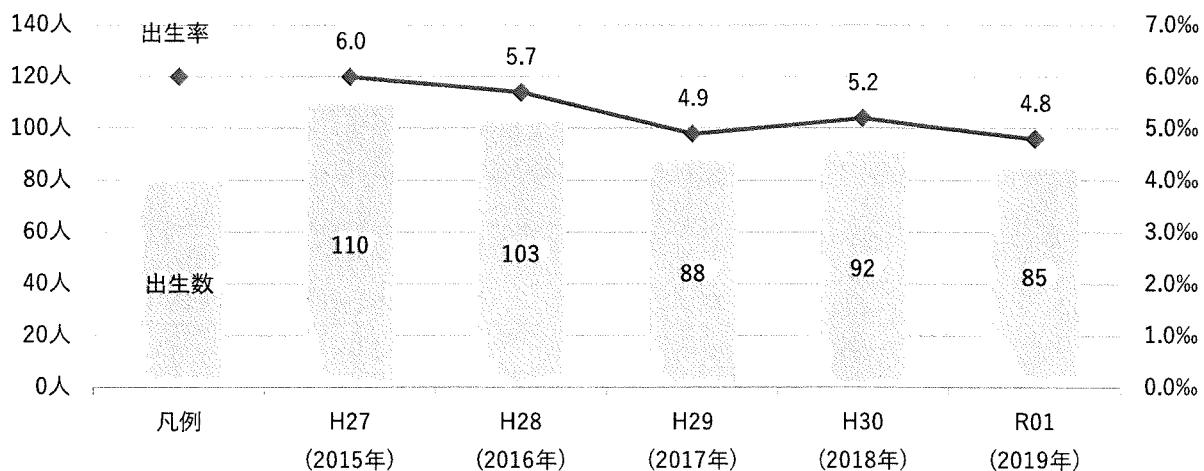
	H12 (2000年)	H17 (2005年)	H22 (2010年)	H27 (2015年)	R02 (2020年)
母子・父子世帯	62	86	79	73	77

資料：国勢調査

### 3 子ども

出生数は平成 27 年と比べると下がっているものの、近年は 90 人前後で推移しており、出生率も 5.0% 前後となっています。

#### ■出生数・出生率の推移

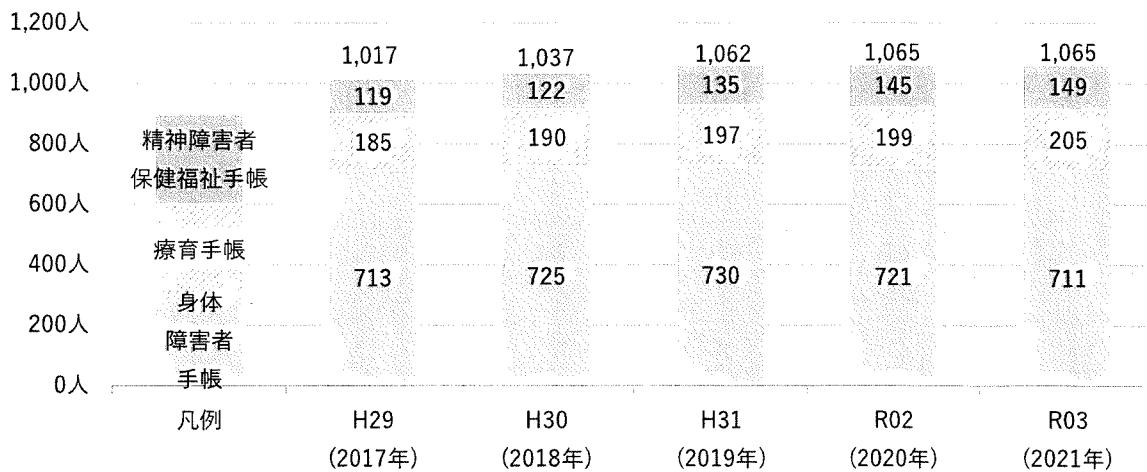


資料：福島県人口動態統計（%は人口 1,000 人当たりの出生数の割合）

### 4 障がい者

障害者手帳所持者数は緩やかに増加しており、特に療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は年々増加しています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移



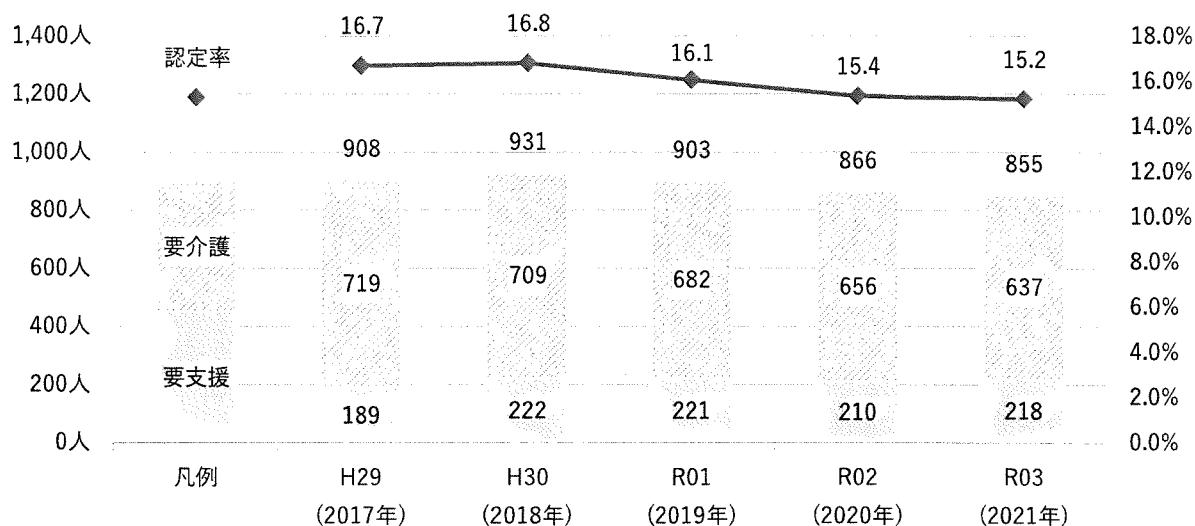
資料：県中保健福祉事務所業務概況（各年 4 月 1 日現在）

## 5 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者は、平成 30 年以降減少しており、令和3年9月 30 日現在で 855 人となっています。認定率についても、令和2年には 15% 台となっています。

一方で、認定度別では要支援がほぼ横ばいとなっているものの、要介護は減少しています。

### ■要支援・要介護認定者の推移

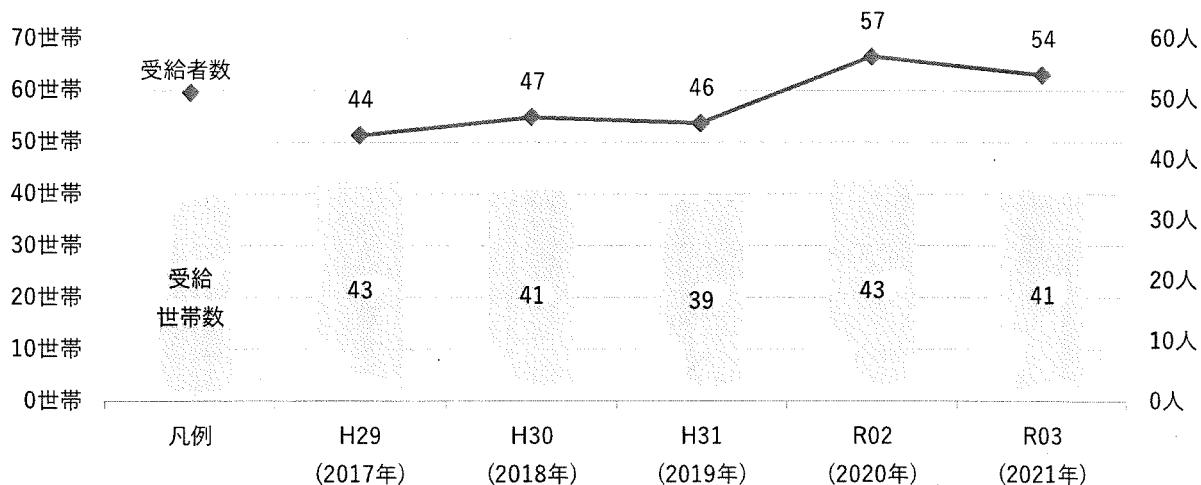


資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月 30 日現在）

## 6 生活保護

生活保護受給者数及び受給世帯数とともに、平成 29 年から平成 31 年まではほぼ横ばいとなっていたものの、受給者数が令和2年に急増し、50 人台となっています。

### ■生活保護受給者数及び受給世帯数の推移

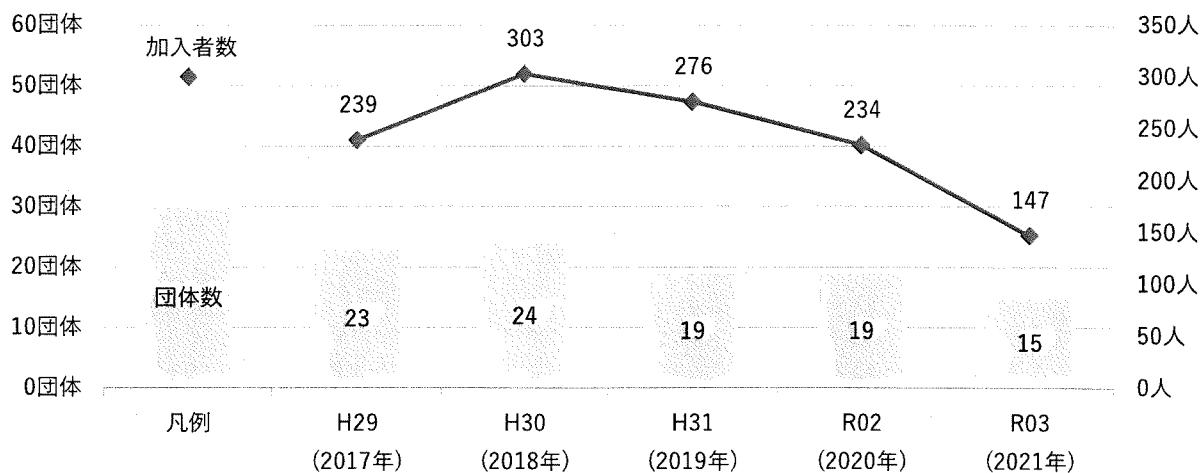


資料：県中保健福祉事務所業務概況（各年 3 月 31 日現在）

## 7 ボランティア

ボランティア加入者数は、平成 30 年をピークに年々減少しており、令和 3 年には半数以下まで減少しています。また、ボランティア団体数は平成 30 年以降、20 団体以下で推移しています。

### ■ボランティア団体数及び加入者数の推移

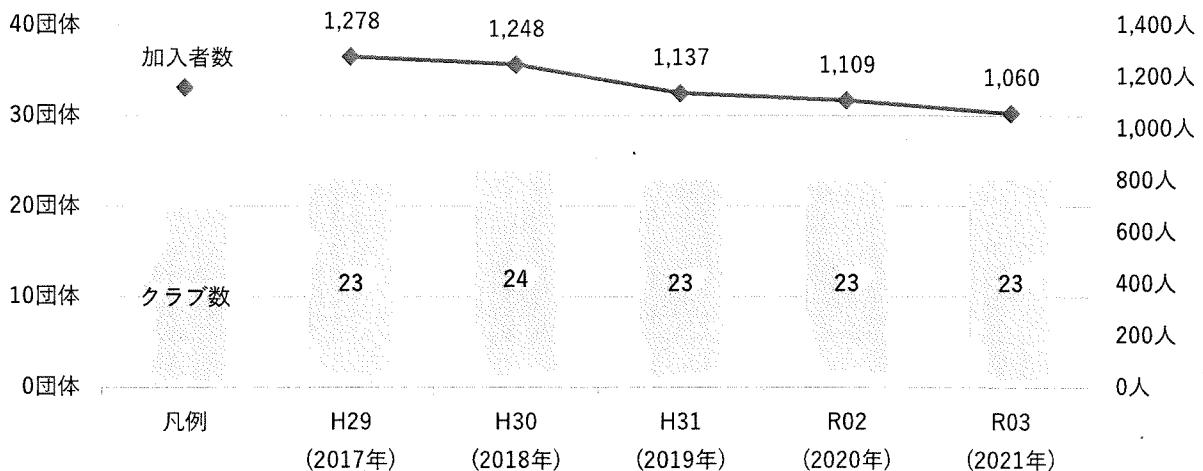


資料：三春町町勢要覧 資料編（各年 1 月 1 日現在）

## 8 老人クラブ

老人クラブ加入者数は年々緩やかに減少しており、令和 3 年 1 月 1 日現在で 1,060 人となっています。一方、クラブ数は横ばいとなっています。

### ■老人クラブ数及び加入者数の推移



資料：三春町町勢要覧 資料編（各年 1 月 1 日現在）

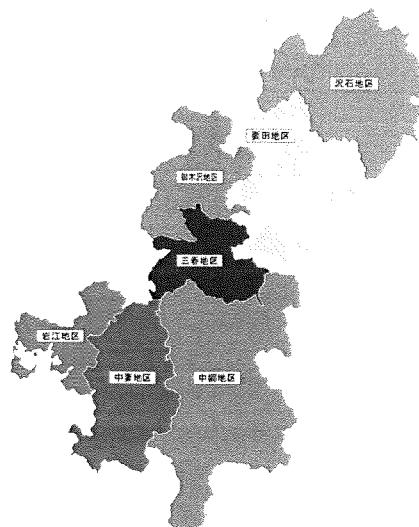
## 9 地区別の状況

本町は、福島県のはば中央に位置し、阿武隈山系の西南部にあり、町のほとんどが標高300mから500mの丘陵地で、ゆるやかな山並みが続いています。

昭和30年に三春・沢石・要田・御木沢・岩江(一部)・中妻・中郷の7町村の合併によって誕生しており、地区によって大きく異なる特徴があります。

また、昔は城下町として発展し、今多くの神社仏閣や蔵等が町の中心市街地に点在しており、それらを祀る四季折々の祭事も盛んに行われています。

さらに、日本三大桜の「三春滝桜」があり、他にも約10,000本の桜があることから全国的に桜の町として知られています。

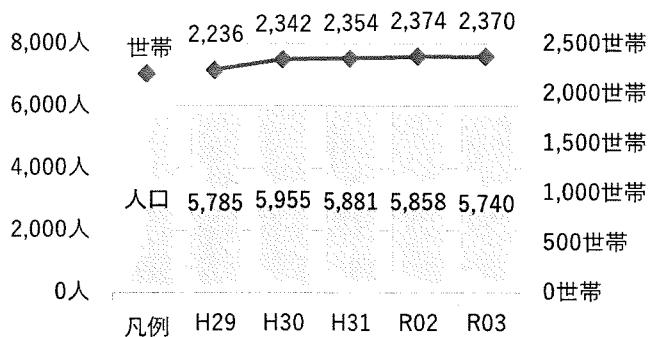


### (1) 三春地区

三春地区は、公共施設等が集まる町の中心市街地であり、街路事業により街並みが整備されているとともに、多くの神社仏閣がまとまって建立されており、城下町の風情が残っているのが特徴です。また、蔵を改修した新たな店舗の出店等もあり、神社等と併せ歩きで散策するのも魅力的なエリアとなっています。

R3.4.1 現在	三春地区	町全体
人口	5,740人	16,767人
世帯	2,370世帯	6,406世帯
1世帯当たりの人員	2.42人	2.62人
地区への愛着度※1	69.5%	70.1%
地域福祉の認知度※2	59.2%	59.9%
地域福祉の意識※3	72.4%	75.5%

#### ■地区の人口と世帯の推移



資料：三春町現住人口（各年4月1日現在）

#### ■生活の困りごとや今・これから不安なこと

- ・買い物、通院、金融機関への移動手段
- ・家事や食事の準備、認知症への不安
- ・地縁組織の弱体化
- ・草むしりや除雪といった環境整備
- ・体調が悪くなったとき、どこに連絡すればいいのか

#### ■地域で必要な助け合い活動

- ・組織を運営する強力なリーダーを育成
- ・お茶飲み場やお話しができる場所を作る
- ・近所の植木の剪定やゴミ出しを行う
- ・中高生の力を借りて、雪かきを行う
- ・隣組で声かけを行い、安否確認
- ・地域課題毎に対応できる方を集めたサークルを作る

資料：「地域の支え合いを考える会」の勉強会より一部抜粋

※1：町民アンケート調査で現在住んでいる地域に“愛着がある”（とても愛着がある+まあ愛着がある）と回答した割合

※2：町民アンケート調査で地域福祉を“知っている”（内容まで知っていた+聞いたことはあるが、内容までは知らないかった）と回答した割合

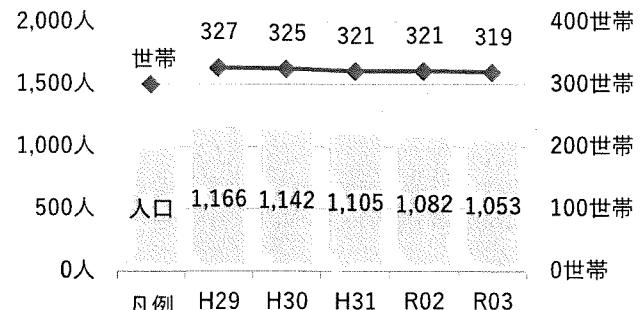
※3：町民アンケート調査で住民による自主的な助け合い、支え合いの関係が“必要である”（とても必要だと思う+必要だと思う）と回答した割合

## (2) 沢石地区

沢石地区は、町の北東部に位置し、緑豊かな里山の風景が広がる地区です。蛍や沢蟹等、あまり見ることでできない多様な生態系が今なお生息し、自然共生型の地域づくりが行われています。

R3.4.1 現在	沢石地区	町全体
人口	1,053 人	16,767 人
世帯	319 世帯	6,406 世帯
1世帯当たりの人員	3.30 人	2.62 人
地区への愛着度※1	78.7%	70.1%
地域福祉の認知度※2	57.5%	59.9%
地域福祉の意識※3	87.2%	75.5%

### ■地区の人口と世帯の推移



資料：三春町現住人口（各年4月1日現在）

### ■生活の困りごとや今・これから不安なこと

- ・買い物や通院のときの移動手段がない
- ・草刈りや雪掃きといった環境整備
- ・食事や片付けができなくなる
- ・困った時に相談できる人がいない
- ・近所でのお話しがない

### ■地域で必要な助け合い活動

- ・ご近所での「おたがいさま」の構築
- ・草刈りを地区で行う、シルバー人材に頼む
- ・若い人を巻き込んで、雪掃きを行う
- ・集いの場を作ることで、気軽に相談できる場所ができる
- ・代わりに運転や用事を済ましてくれる仕組みを作る

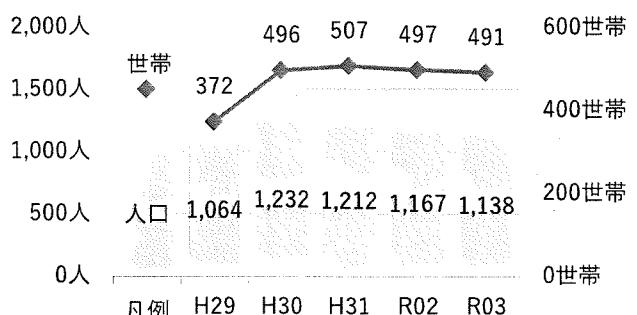
資料：「地域の支え合いを考える会」の勉強会より一部抜粋

## (3) 要田地区

要田地区は、JR 要田駅や船引三春 IC も立地することから、周辺へのアクセスに非常に優れた地区です。特に、東隣に田村市が位置しており、同市へ通勤・通学する方も多いエリアです。

R3.4.1 現在	要田地区	町全体
人口	1,138 人	16,767 人
世帯	491 世帯	6,406 世帯
1世帯当たりの人員	2.32 人	2.62 人
地区への愛着度※1	75.6%	70.1%
地域福祉の認知度※2	70.8%	59.9%
地域福祉の意識※3	85.4%	75.5%

### ■地区の人口と世帯の推移



資料：三春町現住人口（各年4月1日現在）

### ■地域で必要な助け合い活動

- ・運転できる人に定期的にお願いする、自分が行くときに声をかける
- ・週1回、月1回、みんなで集まれる場所が欲しい
- ・自分に出来る事を今から周りを見て、手伝うようにする
- ・隣近所の関係を密接にする

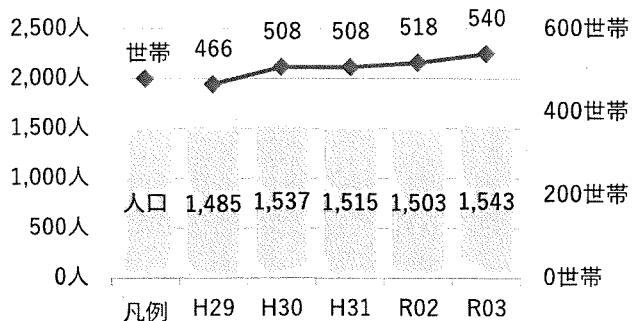
資料：「地域の支え合いを考える会」の勉強会より一部抜粋

## (4) 御木沢地区

御木沢地区には JR 三春駅があり、町への玄関口になっているとともに、近隣市町村へのアクセスにも優れています。また、大規模な工業団地も立地しています。

R3.4.1 現在	御木沢地区	町全体
人口	1,543 人	16,767 人
世帯	540 世帯	6,406 世帯
1世帯当たりの人員	2.86 人	2.62 人
地区への愛着度※1	80.6%	70.1%
地域福祉の認知度※2	64.1%	59.9%
地域福祉の意識※3	76.1%	75.5%

### ■地区の人口と世帯の推移



資料：三春町現住人口（各年4月1日現在）

### ■生活の困りごとや今・これから不安なこと

- ・買い物、通院時の移動手段、車に乗れなくなった時が不安
- ・高齢化により農業の担い手が減り、農地の放棄が懸念される
- ・体が不自由になったときに施設入所ができるのか不安
- ・庭木の剪定といった環境整備



### ■地域で必要な助け合い活動

- ・ボランティア活動の発信をする
- ・集会所での定期的な体操教室（地域の人々が集まる場が欲しい）
- ・多世代が交流できる行事の実施
- ・地域のつながりが昔のようにできるようにしたい
- ・高齢者世帯のゴミを近場の人が運ぶ

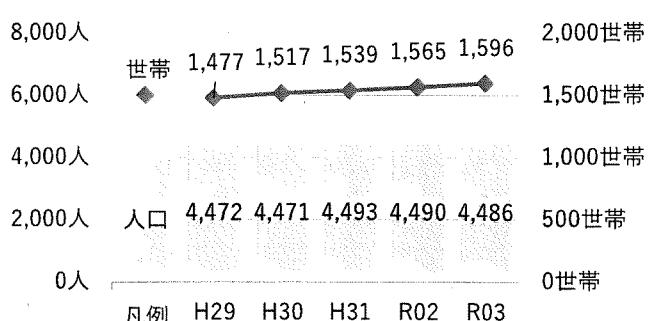
資料：「地域の支え合いを考える会」の勉強会、本計画策定に向けたワークショップより一部抜粋

## (5) 岩江地区

岩江地区は、中妻地区と同様に郡山市に隣接しており、JR 舞木駅も立地することから、郡山市へのアクセスが非常に良いのが特徴です。そのため、郡山市へ通勤・通学する町民も多く、人口も三春地区に次ぐ規模となっています。

R3.4.1 現在	岩江地区	町全体
人口	4,486 人	16,767 人
世帯	1,596 世帯	6,406 世帯
1世帯当たりの人員	2.81 人	2.62 人
地区への愛着度※1	63.5%	70.1%
地域福祉の認知度※2	59.4%	59.9%
地域福祉の意識※3	75.3%	75.5%

### ■地区の人口と世帯の推移



資料：三春町現住人口（各年4月1日現在）

### ■生活の困りごとや今・これから不安なこと

- ・買い物や病院等への移動手段がない
- ・一人暮らしになることや、認知症になること
- ・食事の準備やゴミ出し、薬の管理
- ・経済的困窮
- ・地域の草刈りや庭木の剪定等の環境整備



### ■地域で必要な助け合い活動

- ・ゴミ出しの手伝い
- ・買い物の手伝いをする
- ・お助けチームをつくる（人材育成）
- ・話し合いの場や若い人と交流できる場
- ・いつでも集まれて、お話しできる場所をつくる

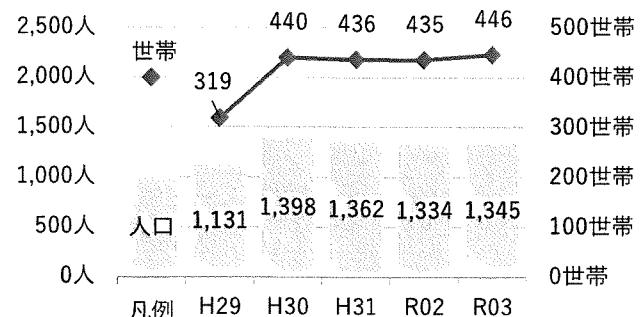
資料：「地域の支え合いを考える会」の勉強会より一部抜粋

## (6) 中妻地区

中妻地区には、野菜の直売等を行う「三春の里田園生活館」のほか「BRITOMART」等、魅力的な物産施設や飲食店が数多く立地しており、中郷地区と同様に町外から多くの人が訪れるエリアとなっています。また、郡山市が隣接しており、同市への通勤・通学に便利なことも特徴です。

R3.4.1 現在	中妻地区	町全体
人口	1,345人	16,767人
世帯	446世帯	6,406世帯
1世帯当たりの人員	3.02人	2.62人
地区への愛着度※1	66.7%	70.1%
地域福祉の認知度※2	47.3%	59.9%
地域福祉の意識※3	69.4%	75.5%

### ■地区の人口と世帯の推移



資料：三春町現住人口（各年4月1日現在）

### ■生活の困りごとや今・これから不安なこと

- ・足腰が悪くなり、思うように動けなくなったりときが不安
- ・買い物、通院時の移動手段
- ・食事、洗濯、ゴミ出し、掃除等
- ・除雪・草刈り等の環境整備
- ・資産管理や農業の後継者不足

### ■地域で必要な助け合い活動

- ・話し合いの場が欲しい
- ・家の周りや道路の草刈りを行う
- ・ゴミの片づけや分別の手伝いを行う
- ・となり3軒の声かけをする
- ・団体で誘い合って行動する

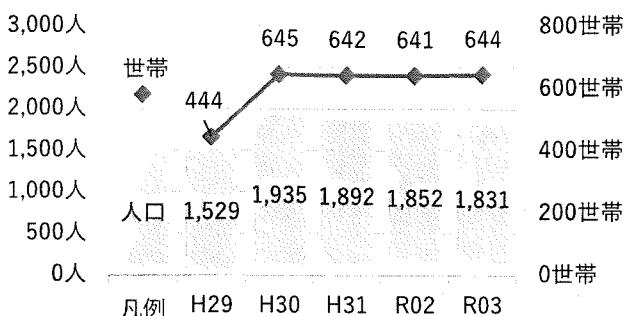
資料：「地域の支え合いを考える会」の勉強会より一部抜粋

## (7) 中郷地区

中郷地区には、三春ダムにより形成された「さくら湖」があり、日本三大桜の「滝桜」もこの地区にあります。このほか、約3,000本の桜が楽しめる「さくらの公園」等もあり、春には特に多くの観光客が訪れる町の一大観光地となっています。

R3.4.1 現在	中郷地区	町全体
人口	1,831人	16,767人
世帯	644世帯	6,406世帯
1世帯当たりの人員	2.84人	2.62人
地区への愛着度※1	68.4%	70.1%
地域福祉の認知度※2	59.6%	59.9%
地域福祉の意識※3	77.2%	75.5%

### ■地区の人口と世帯の推移



資料：三春町現住人口（各年4月1日現在）

### ■生活の困りごとや今・これから不安なこと

- ・10年後健康でいられるか、社会とのつながりを持っているか
- ・運転が出来なくなった時の移動手段
- ・身の回りのことができているか
- ・自宅周辺の草刈りや雪かき等の環境整備
- ・高齢者の一人暮らしが増えること

### ■地域で必要な助け合い活動

- ・地域内に高齢者が集まり、話し合いができる場づくり
- ・買い物や病院への送迎の手助けやついでに買い物する支え合い活動
- ・草刈り等の助け合い
- ・地域内でどんなことがやりたいかアンケートする

資料：「地域の支え合いを考える会」の勉強会より一部抜粋

## 第3章 三春町における地域福祉の考え方

### I 目指す姿

本町では、平成27年度より「第7次三春町長期計画」において、『豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち 三春～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～』を将来像に各施策を推進してきました。中でも、健康・医療・福祉分野では『誰もが健やかに暮らせるまちづくり』を目標に、本町に住む誰もが1人の人間として尊重され、健康で生きがいをもって暮らすことができるまちを目指して、取り組みを進めています。

先述した本町を取り巻く様々な社会情勢の変化や国・県の動向、本町の現状等を踏まえながら、地域に住む誰もが安心・安全に暮らし、課題解決に向けて共に取り組み、支え合う「地域共生社会」の実現に向け、以下の姿を目指します。

《三春町における地域福祉の目指す姿》

### 誰もが元気で、ともに輝けるまち 三春

### 2 基本目標

本計画では、上記の目指す姿の実現に向け、4つの目標を掲げ、地域福祉を推進します。

#### 目標① 人材 地域福祉の担い手育成

地域福祉の担い手育成に向けて、講座や研修会等様々な機会を通して、町民の地域福祉の意識醸成に取り組むとともに、地域に住む誰もが地域福祉に参画できるよう、地域における健康・生きがいづくりを推進します。

#### 目標② 活動 地域福祉活動の活性化

地域福祉の推進に向けて、地域福祉の中核を担う団体・組織の基盤強化を図るとともに、地域における町民同士や関係機関との交流機会の創出と様々な機関・団体の地域福祉への参加促進・連携強化により、地域福祉活動の活性化を図ります。

#### 目標③ 支援 包括的な支援体制の構築

多種多様な関係機関との連携により、複合的な地域課題に対応できる相談支援体制を整備するとともに、相談内容に応じて、必要な支援を展開できるよう、既存の支援制度・サービスの充実を図り、包括的な支援体制を構築します。

#### 目標④ 環境 安心・安全な地域づくり

町民一人ひとりが安心・安全に日常生活を送れるよう、防犯・防災活動の強化と生活環境の整備に取り組むとともに、個々人の意思の尊重と権利擁護に取り組みます。

### 3 体系

■本計画の体系

#### 目標1【人材】 地域福祉の担い手育成

- ◆方向性1 地域福祉の意識醸成
- ◆方向性2 地域福祉を学ぶ機会の充実
- ◆方向性3 健康・生きがいづくり

#### 目標2【活動】 地域福祉活動の活性化

- ◆方向性1 助け合い・支え合い活動への支援
- ◆方向性2 地域福祉の中核を担う組織の強化
- ◆方向性3 様々な機関・団体の参加促進と連携強化

#### 目標3【支援】 包括的な支援体制の構築

- ◆方向性1 支援制度・サービスの充実
- ◆方向性2 包括的な相談支援体制の構築
- ◆方向性3 多様な生活課題への対応

#### 目標4【環境】 安心・安全な地域づくり

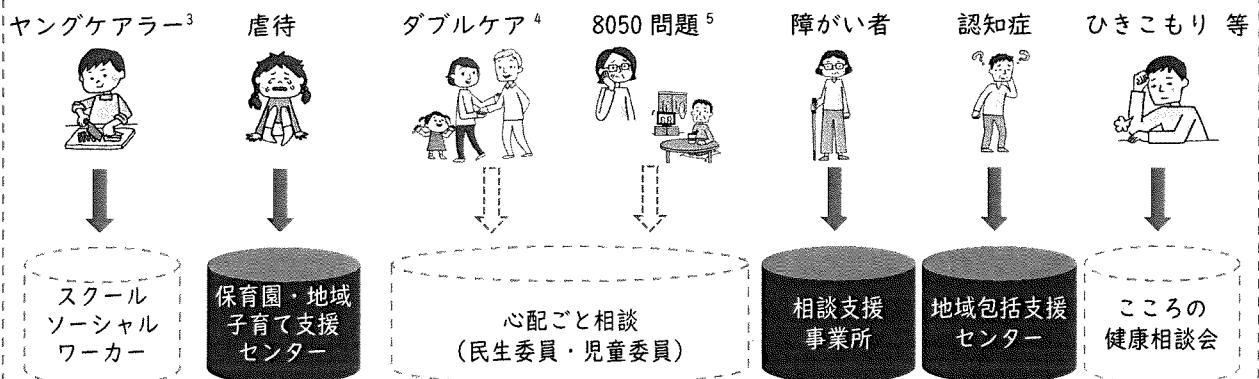
- ◆方向性1 防犯・防災活動の強化
- ◆方向性2 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】
- ◆方向性3 誰もが健やかに生活できる環境の整備

## 4 重点テーマ 重層的支援体制の構築

本町ではこれまで、地域包括支援センターや子育て支援センター等、各分野における各種相談窓口において、困りごとの相談を受け止めてきました。しかし、全国的に複合的な課題が増加し、制度の狭間となる問題が注目され、町民目線で分かりやすい包括的な相談支援窓口の設置が求められています。さらに、地域での継続的なつながりを維持するため、「地域参加や地域づくりの支援」を中心とした包括的な支援体制の構築も求められています。

そのため、計画策定を通して既存の資源・活動を整理するとともに、町内の各関係機関と連携を図りながら、相談から支援まで一括して対応できる体制の構築に向けて検討を進めます。

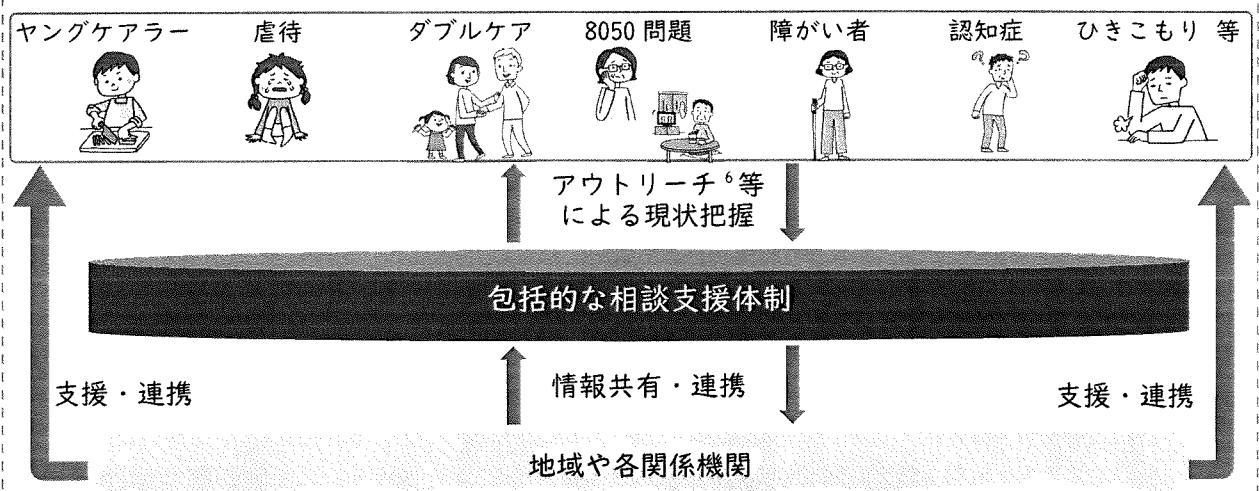
これまで・・・



課題内容に応じて個別の相談対応のため、制度の狭間の問題が出ている。

相談先があっても相談先が知られていない、自分からは出向かない人もいる。

これから・・・



様々な課題に対して包括的に相談支援を行うとともに、  
地域や各関係機関と連携しながら、その後の支援・連携へとつなげる

<sup>3</sup> ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているような子ども。

<sup>4</sup> ダブルケア：子育てと介護を同時期に行わなければならないこと。

<sup>5</sup> 8050問題：「80代」の親が「50代」の子どもと同居して経済的支援等を行う状態。

<sup>6</sup> アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

## 第4章 施策の展開

### 目標Ⅰ【人材】地域福祉の担い手育成

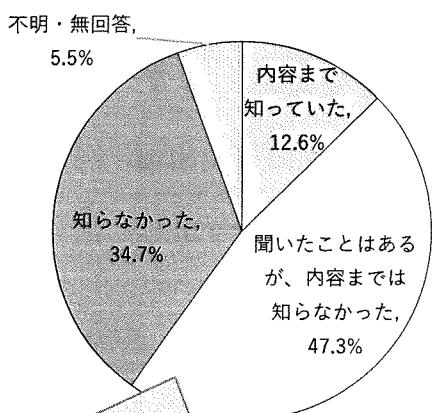
#### 方向性Ⅰ 地域福祉の意識醸成

本町では今後も人口減少や少子高齢化が見込まれており、地域の担い手の確保が重要になっていきます。町民アンケートでは地域福祉の認知度が半数を超えるものの、近所付き合いは少なく、災害等の緊急時に助け合える関係を希望する割合が高くなっています。

本計画では、緊急時に地域で助け合えるよう、様々な機会や媒体を通して、住民一人ひとりの地域福祉への意識醸成を図ります。

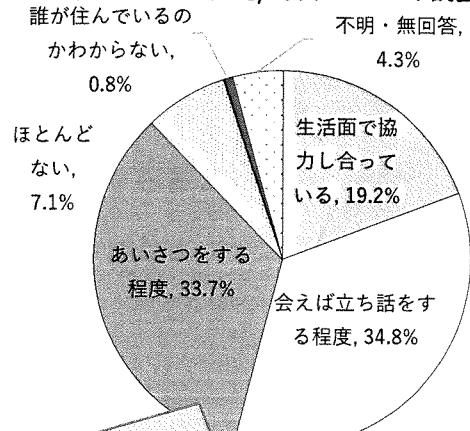
#### 現状・課題

##### ■「地域福祉」の認知度/町民アンケート調査



地域福祉の認知度は、  
“知っていた” = 59.9%

##### ■近所付き合いの状況/町民アンケート調査



近所付き合いについては、  
「会えば立ち話をする程度」が最も多い

##### ■今後の近所付き合いの希望(その他・不明・無回答除く)/町民アンケート調査

0.0% 20.0% 40.0% 60.0%

災害時・緊急時であれば助け合えるような  
付き合いはしたい

43.1%

あいさつ程度で、それ以上は望まない

19.4%

日頃から話せるような親しく付き合える人が  
ほしい

15.2%

日常生活で困ったときに相談したり、助け合  
える人がほしい

15.0%

近所の人と関わりたくない

1.7%

今後の近所付き合いは、  
「災害時・緊急時であれば助け合える  
ような付き合いはしたい」が最も多い

#### 成果目標

項目	現状値	目標値
「地域福祉」の認知度向上 (町民アンケート調査で「地域福祉を知っている（内容まで知っていた+聞 いたことはあるが、内容までは知らなかった）」と回答した割合の上昇)	59.9%	69.0%

## **住民・地域の取り組み**

- 普段から近所付き合いや地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。
- 近くに困っている人がいたら、声をかけましょう。
- 「広報みはる」や「社協だより」、町公式 LINE 等から福祉についての情報を収集し、周りと共有しましょう。
- 地域福祉への関心を深め、「参加者」から「地域福祉を自ら推進する人」を目指しましょう。
- 地域で生活を送る中で困っていること、課題を解決するための方法や必要な資源について地域で考えてみましょう。

## **社会福祉協議会の取り組み**

- 「社協だより」や「ボランティアだより」を使って、地域福祉に関する情報の発信に取り組みます。
- 誰もが気軽に情報を入手できるよう、紙媒体だけでなく、ホームページや SNS による情報発信に取り組みます。
- 共同募金事業を通して、町民の地域福祉への参画を促進します。
- デジタル技術を活用し、定期的に町民や福祉関係団体へのアンケート調査等を行い、本町における地域福祉の進捗状況を把握します。

## **行政の取り組み**

- 「広報みはる」や各種講座等を通して、町民の地域福祉への意識醸成と地域福祉活動への参加を促進します。
- 支援制度やサービスの情報提供にあたっては、情報を発信したい年代や情報の内容に応じて、情報を整理するとともに、積極的に様々な情報発信媒体の活用・周知に取り組みます。
- 情報発信だけでなく、各地区へ出向き、直接制度内容の説明・周知に取り組みます。
- 社会福祉協議会の共同募金事業やふるさと納税等をきっかけに、様々な機会を活用した地域福祉への参画を促進します。
- デジタル技術を活用し、定期的に町民や福祉関係団体へのアンケート調査等を行い、本町における地域福祉の進捗状況を把握します。

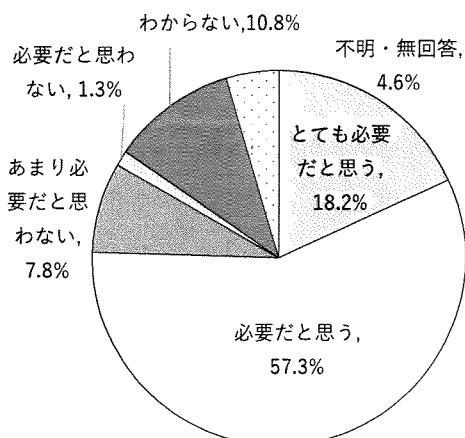
## 方向性2 地域福祉を学ぶ機会の充実

地域福祉の担い手を確保するためには、日頃の情報発信や意識醸成に加え、地域福祉について学ぶ機会を充実することが必要です。本町ではボランティア加入者及び団体が減少しており、町民アンケートでも地域における課題として地域活動の担い手や交流する機会の不足が挙げられています。

一方、町民による助け合い・支え合いへの意識は高いことから、本計画ではボランティア活動や地域における自主的な地域福祉活動を推進するため、地域福祉に関する講座や研修会の開催及び支援に取り組みます。

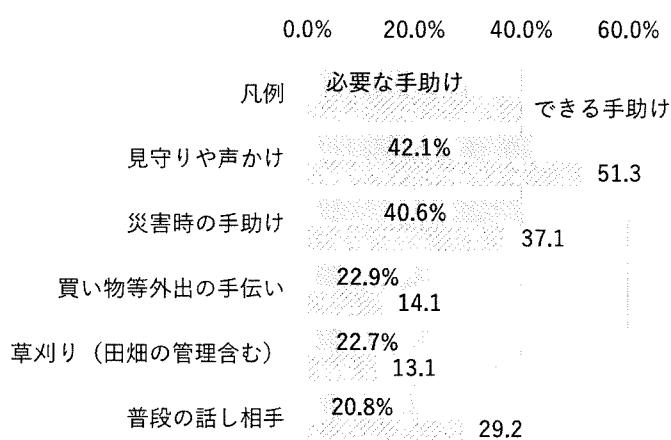
### 現状・課題

#### ■住民による助け合い・支え合いの必要性 /町民アンケート調査



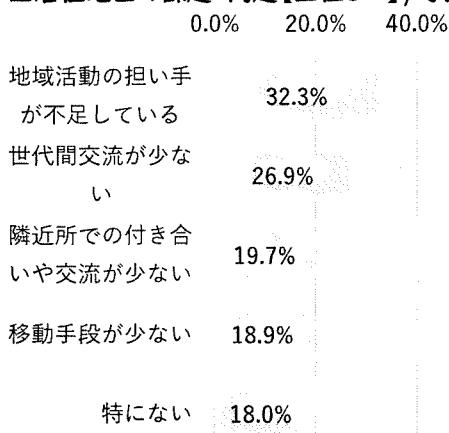
住民による助け合い・支え合いは、  
**「必要だと思う」 = 75.5%**

#### ■必要な手助け・地域でできる手助け/ 町民アンケート調査【上位5つ】



必要な手助けでは、  
**「外出時の手伝いや草刈り」のニーズが高い**

#### ■居住地区の課題・問題【上位5つ】/町民アンケート調査



地域における課題・問題は、  
**・地域活動の担い手の不足  
 ・世代間交流が少ない  
 ・隣近所での付き合いや交流が少ない**  
 が多い

### 成果目標

項目	現状値	目標値
<b>町民による助け合い・支え合いの意識醸成</b> (町民アンケート調査で「住民による助け合い・支え合いは必要だと思う（とても必要だと思う+必要だと思う）」と回答した割合の上昇)	75.5%	85.0%

## 住民・地域の取り組み

- 積極的に福祉に関する各種研修会や講座等に参加し、地域福祉に関する理解を深めましょう。
- 子どもの頃から福祉やボランティアに親しむ機会を増やしましょう。
- 福祉教育で学んだことを、家族や地域で共有し、実践してみましょう。
- 地域で活動している団体は学校等と連携し、福祉教育の推進に協力しましょう。

## 社会福祉協議会の取り組み

- 地域や町内の小中学校と連携し、子どもの頃から地域福祉について学べるよう、キャップハンディ体験等の福祉教育を推進します。
- 誰もが平等に教育を受けることができるよう、教育環境の整備に取り組みます。
- 講座や研修会の実施に向け、他自治体における先進事例の情報収集を行います。
- 行政と連携し、地域福祉を推進する人材の確保・育成に向け、講座や研修会を開催します。

## 行政の取り組み

- 地域福祉を推進する人材の確保・育成に向け、研修会や情報共有の機会を設けます。
- 町民への食を通した健康づくりの普及・啓発に向け、推進する人材の育成に取り組みます。
- 町内の小学校で、地域資源の活用や地域との連携を深め、子どもたちの郷土愛や地域福祉への意識醸成に向け、福祉教育を推進します。
- 「三春町手話言語条例」の制定を機に、手話教室や講座等による手話の更なる普及・啓発の充実に取り組みます。
- 地域での介護予防の取り組みを推進するため、活動をサポートする人材の育成と活動支援に取り組みます。
- 認知症の方が地域で安心して住み続けることができるよう、若年層等のサポートする人材の確保・育成とサポートできるような仕組みづくりを検討します。
- 講座や研修会の実施に向け、他自治体における先進事例の情報収集を行います。

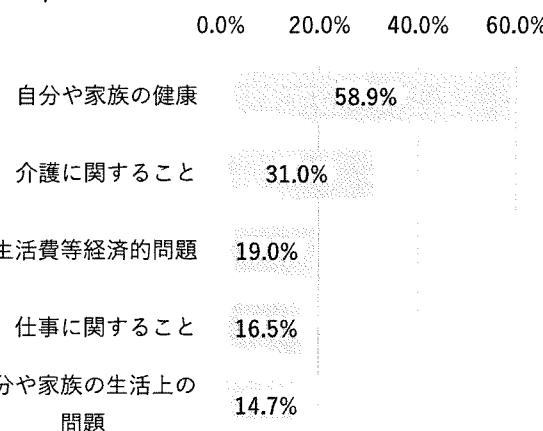
### 方向性3 健康・生きがいづくり

近年、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、マスク着用や三密（密閉・密集・密接）の回避等、新しい生活様式が実践されています。町民アンケートでは、コロナ禍で困っていることとして「地域における交流機会の減少」が挙げられており、コロナ収束後には「地域のつながりの活性化」が期待されています。

本計画では、町民一人ひとりが心身ともに健康維持・増進を図れるよう、町民ニーズの把握とイベントの周知を強化し、地域における健康・生きがいづくりを推進します。

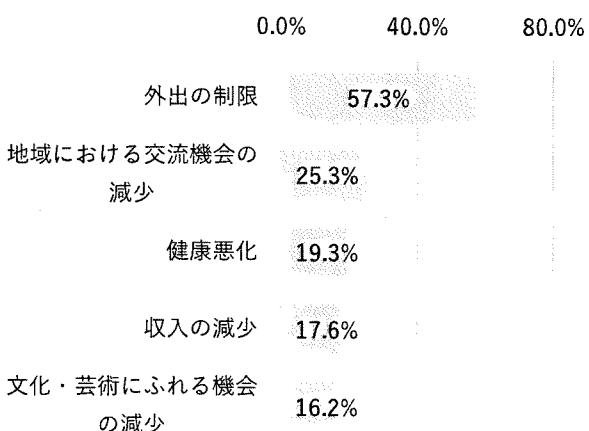
#### 現状・課題

##### ■日常生活における不安や悩みの内容 /町民アンケート調査



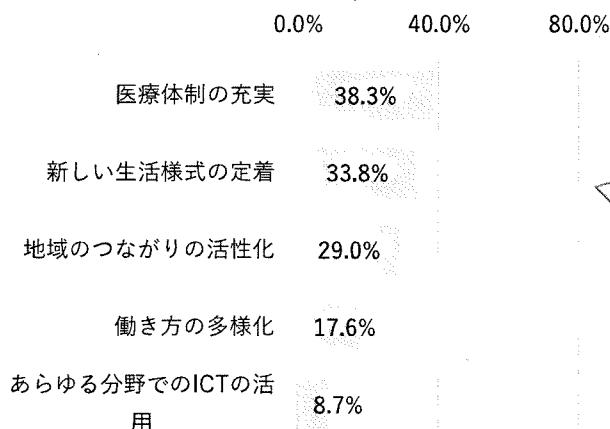
日常生活における不安や悩みは、  
「自分や家族の健康」が最も高い

##### ■コロナ禍で困っていること/町民アンケート調査



コロナ禍で困っていることは、「外出の制限」が最も多く、次いで「地域における交流機会の減少」

##### ■コロナ収束後に期待すること/町民アンケート調査



コロナ収束後に期待することは、  
・地域のつながりの活性化  
・新しい生活様式の定着  
・あらゆる分野でのICTの活用

が多い

#### 成果目標

項目	現状値		目標値
不安や悩みの相談先の確保 (町民アンケート調査で「不安や悩みの相談先について、具体的な相談先」を回答した割合の上昇)	75.9%		86.0%

## 住民・地域の取り組み

- 日頃からの運動や食生活を見直し、自身の健康管理に努めましょう。
- 健康づくり推進員や健康づくりサークル等と協力しながら、地域での健康づくりを進めましょう。
- 保健センター等での健康教室やスポーツイベントへの参加・企画に取り組みましょう。
- 自分の経験や趣味・特技を活かせる機会に参加し、生きがいや趣味を見つけましょう。
- 企業では、従業員の心身の健康維持に向けて、仕事と日常生活の調和や相談体制の強化に取り組みましょう。

## 社会福祉協議会の取り組み

- 地域の自主的な活動やスポーツイベントが継続できるよう、運営支援を行います。
- 民生委員・児童委員との連携により、地域での交流会を開催し、町民の健康管理につなげます。
- 福祉会館内のレストランで栄養バランスが取れた食事を提供します。
- 障がいや介護・認知症、子育て等、様々な課題を抱える当事者同士がお互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる居場所や機会の充実を図ります。
- 地域のサロン活動等に参加し、レクリエーションや体操等を行い、町民の健康意識向上を図ります。

## 行政の取り組み

- 「広報みはる」や町公式LINE等を使って、健康づくりに関する講座やイベントの周知を行います。
- 町民の健康意識を高めるため、健康づくりに関する取り組みや相談会等を継続的に開催します。
- 地区サロン活動等、地域での自主的な健康づくり活動を継続できるよう、道具の貸出や講師の派遣等活動支援に取り組みます。
- 子どもの頃から健康を維持できるよう、親や子どもに対して講座や町公式LINE等を通して、情報発信を行います。
- 高齢者の生きがい及び就労機会の提供に向け、シルバー人材センターの周知や組織体制の強化を支援します。
- 高齢者の健康寿命延伸とコミュニティーの醸成に向け、老人クラブの運営を支援します。
- 町内で実施する文化祭やスポーツイベント等を活用し、地域における交流機会を確保します。
- 感染症の拡大防止を考慮し、オンラインでも交流できるよう、ICT(スマートフォン等)の操作講習会を実施します。
- ゲートキーパー<sup>7</sup>の確保・養成に取り組みます。
- 障がいや介護・認知症、子育て等、様々な課題を抱える当事者同士がお互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる居場所や機会の充実を図ります。

<sup>7</sup> ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

## 目標2【活動】地域福祉活動の活性化

### 方向性1 助け合い・支え合い活動への支援

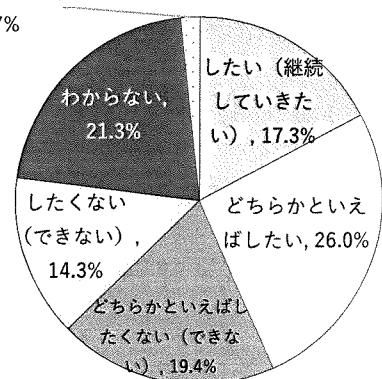
本町では、地域での助け合い・支え合い活動を推進するため、様々な事業や講座等を行っています。町民アンケートでは地域活動等への参加意向は4割台となっているものの、地域への愛着は7割台と高く、活動に関する情報提供や研修の実施、活動拠点の整備等が求められています。

本計画では、自主的な地域福祉活動を推進していくため、各地区まちづくり協会とも連携を図りながら、活動に関する情報提供や地域で集まる場・機会の支援に取り組みます。

#### 現状・課題

##### ■地域活動やボランティア活動への参加意向 /町民アンケート調査

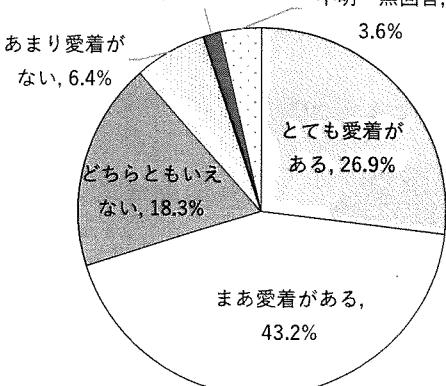
不明・無回答、  
1.7%



地域活動等の参加意向は、  
“参加したい” = 43.3%

##### ■居住地区への愛着度/町民アンケート調査

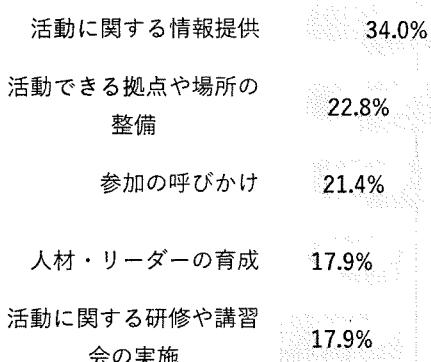
全く愛着がない、1.5%  
不明・無回答、3.6%



居住地区の愛着度は、  
“愛着がある” = 70.1%

##### ■地域活動やボランティア活動に参加するうえで、行政に支援して欲しいこと/町民アンケート調査

0.0% 20.0% 40.0%



地域活動等に必要な支援は、

- ・活動に関する情報提供・呼びかけ
- ・活動できる拠点や場所の整備
- ・人材育成に向けた研修や講習会の実施

が多い

#### 成果目標

項目	現状値	目標値
地域活動やボランティア活動への参加者の増加 (町民アンケート調査で「いずれかの地域活動に参加している」と回答した割合の上昇)	57.6%	67.0%

## 住民・地域の取り組み

- ゴミ拾いや地域行事の手伝い等、身近にできるボランティアや地域活動から参加してみましょう。
- 地域にある公民館等の公共施設を活用しながら、様々な人が気軽に集い、交流を深めることができる居場所や機会を企画しましょう。
- ボランティアに参加したいときは、社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターを活用しましょう。
- ボランティア養成講座を通してボランティアの目的や意義を理解し、趣味や特技、経験を活かせるボランティア活動に参加してみましょう。
- 企業では、従業員による地域貢献活動を推進しましょう。

## 社会福祉協議会の取り組み

- まちづくり協会と協力しながら、「通いの場（サロン）」の運営支援や活動内容の周知に取り組みます。
- 行政と連携しながら、多世代や地域間で交流する機会を確保します。
- 行政と連携し、地域共生社会や地域包括ケアシステムに関するセミナーや講習会を開催します。
- ボランティア人材の確保・育成に向け、ボランティア活動に関する取り組み（周知・啓発・活動支援・調整・養成・研修等）を進めます。
- 生活支援サービス事業「おたがいさま」により、町民同士の助け合い・支え合い活動を推進します。
- 各種講座や「社協だより」等を通して、地域活動や行事の周知・啓発に取り組みます。
- ボランティアセンターにおいて、ボランティアの相談・斡旋、団体同士の連絡調整を行います。

## 行政の取り組み

- 民生委員・児童委員や町内の各種関係機関と連携し、日常的な見守り活動を継続します。
- 各地域における自主的なサロン活動やサークル活動等が継続できるよう、定期的な学習会や活動支援と町民への参加を呼びかけます。
- 地域でのサロンの立ち上げやサロンでの世代間交流を意識したイベントの実施を支援します。
- 高齢者社会参加ポイント制度の推進に向け、社会福祉協議会と連携し、対象となるボランティアの見直しや充実に取り組みます。
- 地域や福祉施設と連携し、多世代や地域間における交流機会を確保します。
- 高齢者や障がい者の就労の場を提供し、町民や職員の福祉意識の理解促進につなげます。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の周知を図るとともに、ボランティア団体に対して活動の場等の情報提供と人材育成を支援します。

- サロン活動やまちづくり協会での勉強会・情報共有等の機会を活用し、町民主体の支え合いの拠点となる組織づくりを推進します。
- 地域で自由に集まれる拠点の整備に向けて、公共施設の利便性向上や交流館の活用方法について、検討します。
- まちづくり協会等が主催する行事やイベントへの参加・協力・支援を行います。
- 転入してきた方に対して、町内会への加入に向けた啓発活動を行います。
- 社会福祉協議会で設置しているボランティアセンターの運営を支援します。

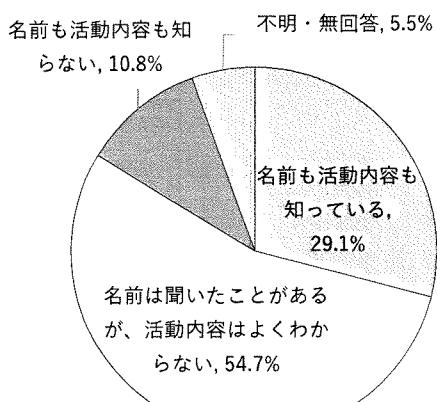
## 方向性2 地域福祉の中核を担う組織の強化

本町では、地域福祉の中核を担う「三春町社会福祉協議会」と「民生委員・児童委員」が中心となって、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、各種講座や相談支援、地域での見守り等を行っています。町民アンケートでは両団体ともに認知度が半数を超えており、三春町社会福祉協議会には情報発信やニーズの把握による福祉サービスの充実、町民・関係機関の連携強化が求められています。

本計画では、地域福祉の中核を担う2つの団体の組織強化と人材育成により、地域福祉活動の更なる発展に取り組みます。

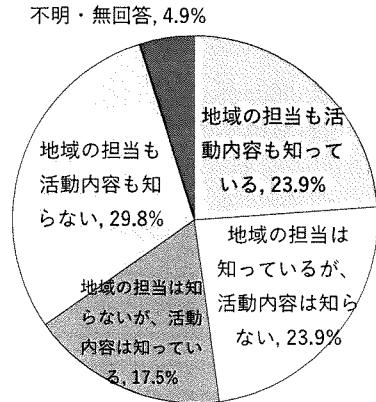
### 現状・課題

#### ■「三春町社会福祉協議会」の認知度 /町民アンケート調査



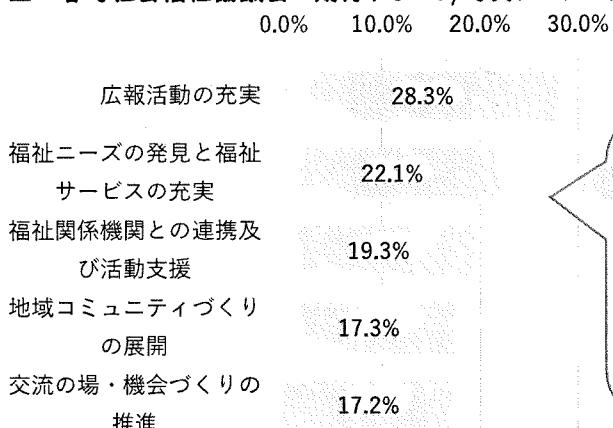
三春町社会福祉協議会の認知度は、  
“知っている” = 83.8%

#### ■「民生委員・児童委員」の認知度 /町民アンケート調査



民生委員・児童委員の認知度は、  
“知っている” = 65.3%

#### ■三春町社会福祉協議会に期待すること/町民アンケート調査



三春町社会福祉協議会に期待することは、  
 ・広報活動の充実  
 ・ニーズの把握とサービスの充実  
 ・住民同士や関係機関との交流・連携

が多い

### 成果目標

項目	現状値		目標値
「社会福祉協議会」の認知度向上 (町民アンケート調査で「社会福祉協議会を知っている（名前も活動内容も知っている+名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからぬ）」と回答した割合の上昇)	83.8%		93.0%

## 住民・地域の取り組み

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員が発信する情報を収集しましょう。
- 地域で困っている人や悩んでいる人を見つけたら、社会福祉協議会の相談窓口や身近な民生委員・児童委員を紹介しましょう。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携しながら、地域に住む誰もが住みやすい地域づくりに取り組みましょう。
- 社会福祉協議会が実施する事業やイベントに積極的に参加しましょう。

## 社会福祉協議会の取り組み

- 地域福祉の中核を担う団体として、事業の充実と組織体制及び行政との連携強化に努めます。
- 民生委員・児童委員との定例会・研修会を開催し、連携強化と活動支援に取り組みます。
- 地域における公益的な取り組みの実施を検討します。
- 地域資源や課題を把握し、必要な支援へつなげる人材の確保及び職員の資質向上に努めます。
- 複雑化・多様化している地域課題に対応するため、町内の様々な関係機関や団体との連携を強化します。

## 行政の取り組み

- 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の地域福祉活動の推進と組織体制の強化に向け、事業運営の支援と連携強化に取り組みます。
- 町民に最も身近な相談員である民生委員・児童委員の活動が継続できるよう、活動支援と町民への活動内容の周知を図ります。
- 民生委員・児童委員の活動や資質向上に向け、町の事業や支援制度に関する研修会を行います。
- 社会福祉協議会で行っている様々な事業・活動の周知・啓発に取り組みます。
- 個人情報の管理について、民生委員・児童委員等に対する研修や学習会を実施します。

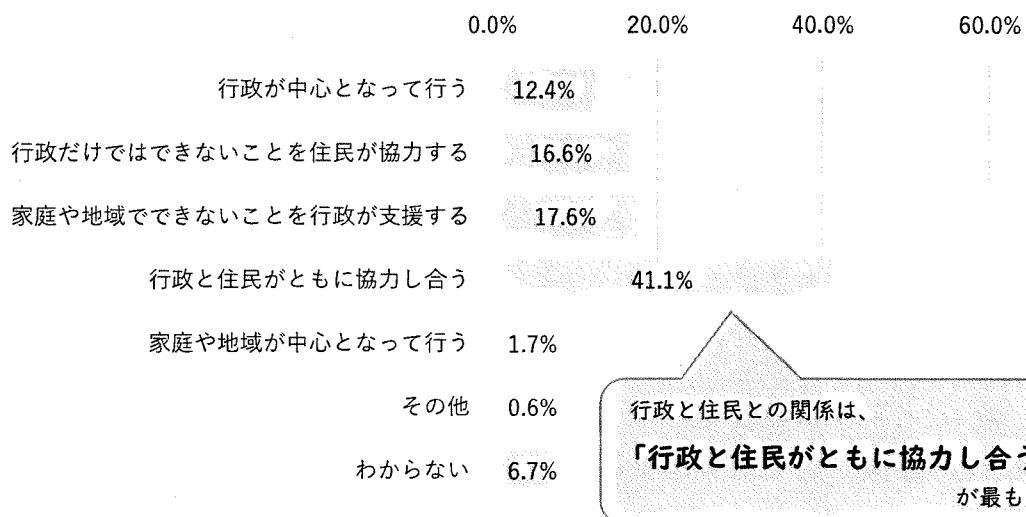
### 方向性3 様々な機関・団体の参加促進と連携強化

本町では、様々な事業所や団体が活動しており、行政やまちづくり協会等を通じて、地域との連携や地域福祉活動の推進に取り組んでいます。町民アンケートでは町民の協力関係への意識が高く、福祉サービスや施設の充実に向け、関係機関の連携強化が求められています。

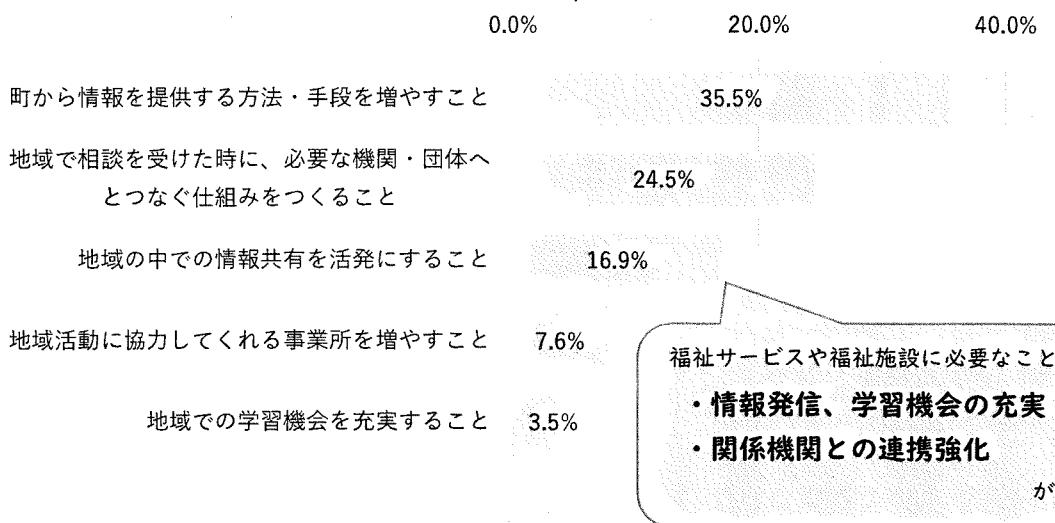
本計画では、複合的な生活課題に対応するためにも、様々な分野・団体による支援体制や連携強化に取り組み、地域福祉推進に向けたネットワークを構築します。

#### 現状・課題

##### ■行政と地域住民との協力関係/町民アンケート調査



##### ■福祉サービスや福祉施設について最も必要なこと/町民アンケート調査



#### 成果目標

項目	現状値	目標値
町民と行政との協力関係の強化 (町民アンケート調査で「行政と地域住民との関係について、行政と住民がともに協力し合う」と回答した割合の上昇)	41.1%	51.0%

## 住民・地域の取り組み

- ちょっとした異変等に気付いたときは、速やかに身近な地域の相談員である民生委員・児童委員や行政等に相談・連絡しましょう。
- 町民と行政区長、民生委員・児童委員等の間で信頼関係を深めながら、情報の共有化を進めましょう。
- 複合的な地域課題を解決できるよう、様々な関係機関との連携を深めましょう。
- 地域で活動している団体や事業所同士で情報の発信・共有を行い、地域のネットワークづくりに取り組みましょう。
- 福祉サービス事業所同士の連携強化と課題の事例やその対処方法について共有し、事業所職員のスキルアップを図りましょう。

## 社会福祉協議会の取り組み

- 行政やまちづくり協会、その他地域活動団体と連携しながら、各地域の課題や問題の解決に取り組みます。
- 町商工会と連携し、町内企業の地域福祉活動への協力を依頼します。
- 地域の様々な組織や団体、事業所等とのつながりを活用し、把握した情報を共有し、対応するネットワークの構築を検討します。
- 他の社会福祉法人と連携し、地域における公益的な取り組みの実施を検討します。

## 行政の取り組み

- 地域における各種活動団体の維持・継続に向け、活動団体の紹介や活動支援を行います。
- 重層的支援体制整備事業の実施に向け、関係機関と連携し、協働できる体制を構築します。
- 社会福祉協議会や他の社会福祉法人と連携し、民間とともに地域課題を解決する取り組みを検討します。
- 各地域のまちづくり協会と連携し、地域における課題や取り組み等の情報共有を行うとともに、協働によるまちづくりを推進します。
- 地域の様々な組織や団体、事業所等とのつながりを活用し、把握した情報を共有し、対応するネットワークの構築を検討します。
- 地域において、「手助けできる方」と「手助けを必要としている方」をマッチングできる仕組みづくりを検討します。

## 目標3【支援】 包括的な支援体制の構築

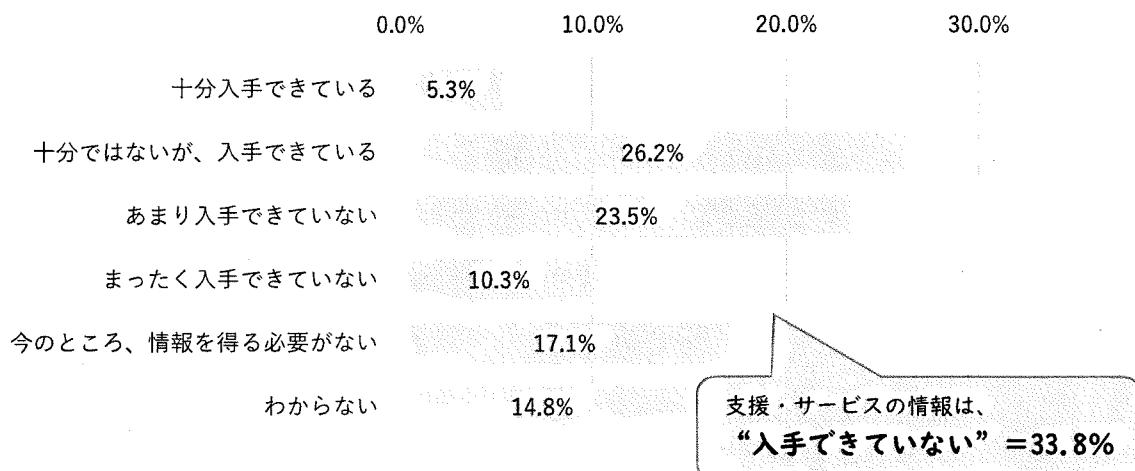
### 方向性1 支援制度・サービスの充実

本町では、支援を必要とする人の状況に応じて、必要なサポートが行えるよう、高齢・障がい・児童の各福祉サービスの充実や関係部署の連携強化に取り組んできました。町民アンケートでは、支援・サービスに関する情報について“入手できていない”人が3割台となっており、入手先では広報紙やホームページ、公式LINEが多くなっています。

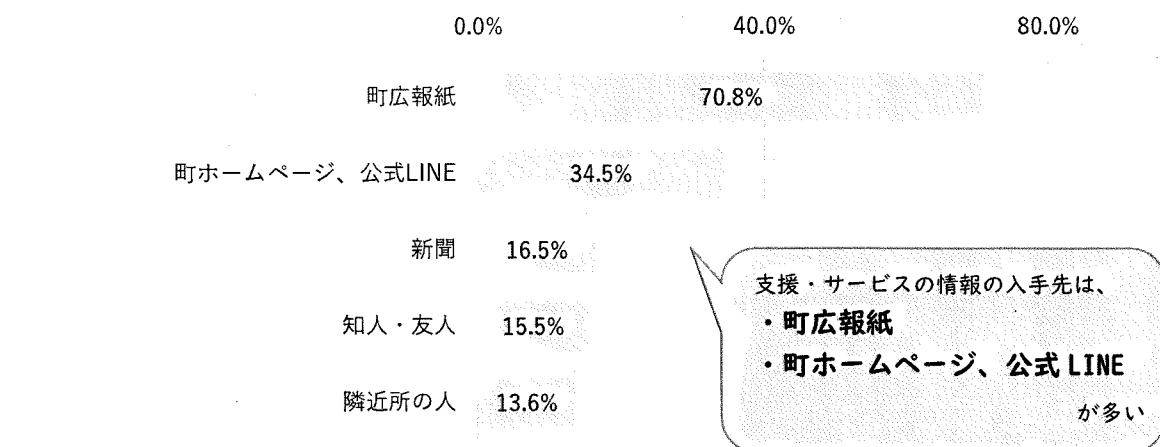
本計画では、必要な支援を必要な人に届けることができるよう、様々な媒体を用いた情報発信を強化するとともに、町民ニーズに応じた福祉サービスの展開に取り組みます。

#### 現状・課題

##### ■支援・サービスに関する情報の入手状況(不明・無回答除く)/町民アンケート調査



##### ■支援・サービス情報の入手先(上位5つ)/町民アンケート調査



#### 成果目標

項目	現状値	目標値
<b>「支援・サービス」の認知度上昇</b>		
(町民アンケート調査で「必要な支援・サービスの情報を入手できている(十分入手できている+十分ではないが、入手できている)」と回答した割合の上昇)	31.5%	41.0%

## 住民・地域の取り組み

- 広報紙や回覧板等をよく読み、相談窓口や福祉サービスに関する知識を身につけましょう。
- 回覧板を活用し、相談窓口や福祉サービス等の情報を地域で共有しましょう。
- 悩んでいる人や困り事を抱えている人がいれば話を聞き、必要な制度・サービスへつなぎましょう。
- それぞれのスキルや立場を活かし、地域でできる支援について、話し合いましょう。
- 各福祉サービス事業所で行うサービスの情報について、ホームページ等を用いて発信しましょう。
- 町民の様々な福祉ニーズに対応できるよう、町内の商店や企業も協力しながら、多様なサービスの開発や充実に取り組みましょう。

## 社会福祉協議会の取り組み

- 様々な事情から市場に流通できない食品等を企業から提供してもらい、支援を必要とする方に提供するフードバンク事業を推進します。
- 経済的に困難を抱える世帯に対して、目的等に応じて必要な資金の貸付を行います。
- 行政と連携し、ファミリーサポートセンター事業の継続に向け、提供会員の確保に取り組みます。
- 「社協だより」やホームページ等で、支援制度やサービスの情報提供を行います。
- 行政や事業所等と連携しながら、共生型サービス等町民のニーズに応じたサービスの充実・開発に取り組みます。
- 行政や福祉施設等と連携し、支援が必要な人の状況に応じて、適切なサービス利用につなげます。
- ニーズに応じたサービスの充実・開発が行えるよう、職員の資質向上に取り組みます。

## 行政の取り組み

- 各相談機関や医療・福祉サービス事業所と連携し、支援が必要な人の状況に応じた適切なサービス提供に取り組みます。
- 支援を必要とする人が地域で安心して住み続けられるよう、ゴミ出し等の身近な助け合い・支え合いを推進します。
- 「広報みはる」やホームページ、「三春町暮らしのガイドブック」等を活用し、相談窓口や福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。
- 子育て支援や障がい福祉、介護保険について、個別計画に基づき、サービスの質や量の充実を図ります。
- 社会福祉協議会や各サービス事業所と連携しながら、共生型サービス等町民のニーズに応じたサービスの充実・開発に取り組みます。

- 気軽に支援制度や行政サービスを活用できるよう、申請方法や手続きの簡素化に取り組みます。
- 行政手続きのオンライン化を推進するとともにAI<sup>8</sup>・RPA<sup>9</sup>を導入し、業務の効率化を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、ニーズに応じたサービスの充実・開発が行えるよう、職員の資質向上に取り組みます。

---

<sup>8</sup> AI : 「Artificial Intelligence (アーティフィシャル インテリジェンス)」の略で人工知能のこと。  
<sup>9</sup> RPA : 「Robotic Process Automation (ロボティック プロセス オートメーション)」の略で、人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するものです。

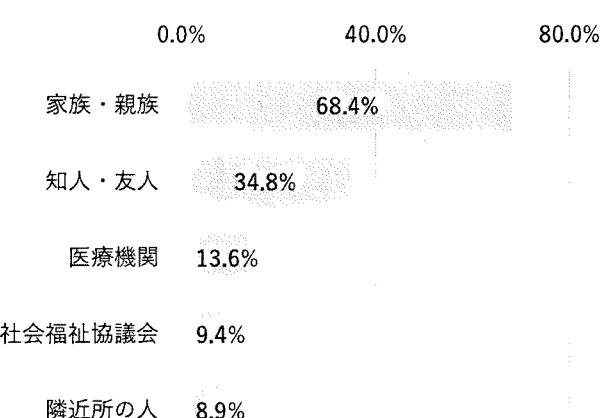
## 方向性2 包括的な相談支援体制の構築

本町では、各福祉分野において相談支援を行っているものの、複合的な生活課題や制度の狭間の問題等により、分野の枠を超えた包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。町民アンケートでは日常生活における主な相談先として家族や友人が多く、相談や助けを求めたりすることにためらいを“感じている”人が約半数となっています。

本計画では、誰もが気軽に相談できる窓口づくりに取り組むとともに、相談者や相談を受けた人を必要な機関につなぐことができるよう、包括的かつ専門的な相談支援体制の構築に取り組みます。

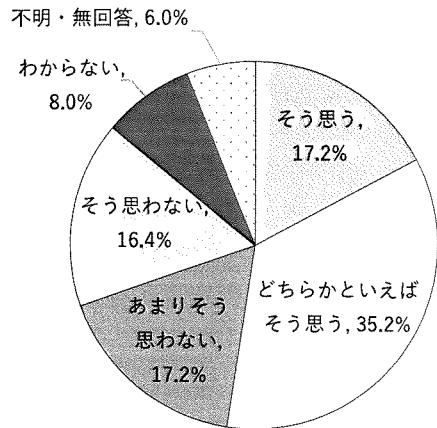
### 現状・課題

#### ■不安や悩みの相談先（上位5つ）/町民アンケート調査



不安や悩みの相談先は、  
「**家族や知人・友人**」が多い

#### ■相談や助けを求めるこことめらい/町民アンケート調査



相談や助けを求めるこことめらいは、  
**“ためらう” = 52.4%**

### 成果目標

項目	現状値	目標値
<b>不安や悩みを相談しやすい環境づくり</b> (町民アンケート調査で「相談や助けを求めることにためらいを感じる（そう思う+どちらかといえばそう思う）」と回答した割合の減少)	52.4%	42.0%

## 住民・地域の取り組み

- 困ったことがあったときにすぐに相談できるよう、普段から相談窓口の情報を収集しておきましょう。
- 困っているときには悩みを一人で抱えこまず、家族や隣近所の人等、身近な人に相談しましょう。
- 日頃から地域において、相談しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。
- 家族や隣近所の人が悩んでいたら、必要に応じて関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけましょう。
- 地域課題を把握し、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へ相談してみましょう。

## 社会福祉協議会の取り組み

- 民生委員・児童委員と連携し、「心配ごと相談」において、町民の様々な悩み・課題に対する相談支援に取り組みます。
- 相談内容に応じて、行政や生活自立サポートセンター県中事務所につなぎます。
- 相談窓口の対応力・専門性の向上を図り、「総合生活相談」を開設します。
- 「心配ごと相談」や「総合生活相談」の利用促進に向け、窓口の周知を進めます。
- 相談窓口に訪れることが難しい人に対して、訪問等による相談支援の充実に努めます。
- 包括的相談支援体制の構築に向けて、職員の育成に取り組みます。

## 行政の取り組み

- 地域包括支援センターや子育て支援センター等、地域における相談支援拠点の機能充実を図ります。
- 相談支援事業所の立ち上げや人材育成を支援します。
- 民生委員・児童委員からの情報提供があった際に、迅速に必要な関係機関やサービスにつなぐことができるよう、普段から連携しやすい関係づくりに努めます。
- 相談窓口同士のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図ります。
- 相談支援が、町民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じて福祉サービスの利用につなげる訪問型の支援を進める体制を検討します。
- 包括的相談支援体制の構築に向けて、職員の育成に取り組みます。

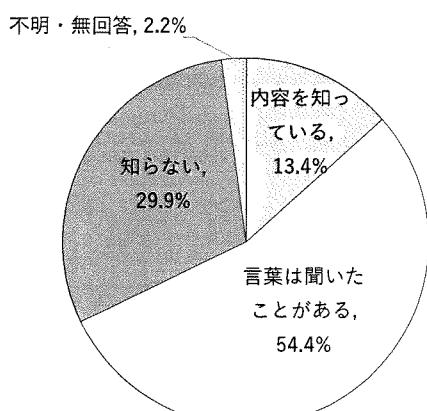
### 方向性3 多様な生活課題への対応

本町では、支援を必要とする人は増加傾向もしくは、横ばいとなっているものの、複合的な要因による課題にも対応していくため、支援を必要とする人の状況に応じたサービス等の提供が重要です。町民アンケートでは、生活困窮者支援制度の認知度は6割台となっており、必要な支援として特に「生活支援」が求められています。

本計画では、関係機関と連携しながら、支援を必要とする人の早期発見・早期対応と支援制度の充実に取り組みます。

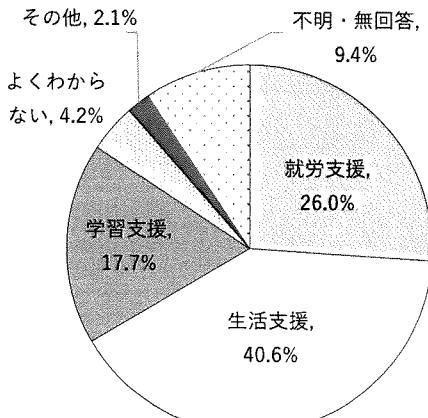
#### 現状・課題

##### ■「生活困窮者支援制度」の認知度 /町民アンケート調査



生活困窮者支援制度の認知度は、  
“知っている” = 67.8%

##### ■生活困窮の問題について、必要な支援 /町民アンケート調査



生活困窮に必要な支援は、  
“生活支援” が最も多い

#### 成果目標

項目	現状値	目標値
「生活困窮者支援制度」の認知度上昇 (町民アンケート調査で「生活困窮者支援制度を知っている（内容を知っている+言葉は聞いたことがある）」と回答した割合の上昇)	67.8%	77.0%

## 住民・地域の取り組み

- ゴミ出しの時等隣近所の人会ったら、一言声を掛け合う等、地域との付き合いを深めるように努めましょう。
- 家族や隣近所の人が悩んでいたら、必要に応じて関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけましょう。
- 生活に困窮している家庭は、家庭内で抱え込まず、身近な人や専門的な窓口に相談しましょう。
- 地域全体で犯罪を予防しましょう。
- 必要に応じて、就労に関する制度や情報を収集し、各相談機関やハローワークを利用しましょう。

## 社会福祉協議会の取り組み

- 複合化した地域課題を解決するための体制づくりについて、行政と協議・検討を進めます。
- 生活困窮者の自立に向けて、一時的な資金の貸し付けや県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の申請を行います。
- 生活困窮者が複合的な課題を抱えている場合に、相談者の状況に応じて支援が行えるよう、関係機関とのネットワークづくりや資源開発に取り組みます。
- 各種事業や相談支援を通して、就労支援が必要な人を把握し、関係機関につなぎます。
- 就労支援に向けて、支援制度や相談窓口の周知に取り組むとともに、福祉以外の様々な分野との連携に取り組みます。

## 行政の取り組み

- 地域ケア会議及び地域ケア推進会議において、地域課題の共有・解決策の検討を行います。
- 重層的支援体制の構築のため、関係機関と連携し、協働しやすい支援体制を目指します。
- 生活自立サポートセンターと連携し、就労相談・支援を実施します。
- ハローワークと連携しながら、就労に関する支援制度や相談窓口の周知強化に取り組みます。
- 県や近隣市町村と就労状況に関する情報を共有し、支援方法について検討します。
- 町内事業者や農業法人等多分野との連携により、高齢者や障がい者等に対する多様な就労機会を確保します。
- 罪を犯した人の社会復帰の支援に向け、「再犯防止計画」の策定とサポート体制の充実に取り組みます。
- 複雑かつ複合的な課題に対応するため、府内関係課や関係機関と連携し、支援を必要としている世帯等を早期に把握し、必要な支援・サービスの提供につなぎます。

## 目標4【環境】 安心・安全な地域づくり

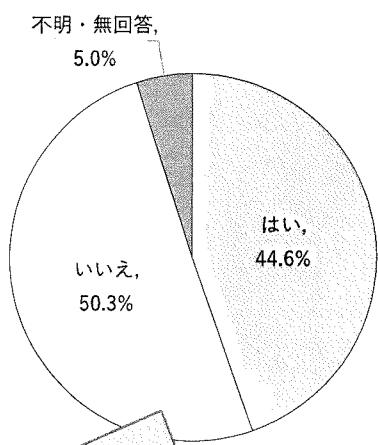
### 方向性1 防犯・防災活動の強化

近年増加している豪雨等による自然災害のほか、空き家の増加や地域でのつながりの希薄化等による犯罪防止に向け、日頃からの備えや地域における防犯・防災意識の醸成が重要となっています。町民アンケートでは、自主防災組織の認知度は4割台となっており、防災訓練への参加は1割台となっています。

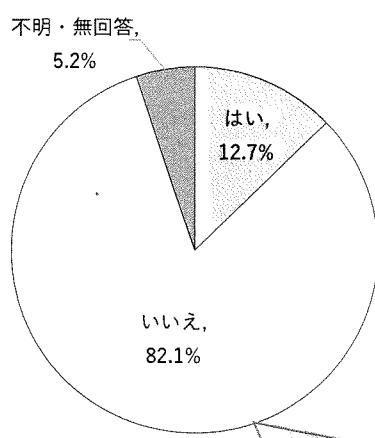
本計画では、安心・安全な地域づくりに向け、地域における防犯・防災活動の普及・啓発と支援を必要とする人の把握に取り組みます。

#### 現状・課題

##### ■「自主防災組織」の認知度/町民アンケート調査 ■防災訓練への参加状況/町民アンケート調査

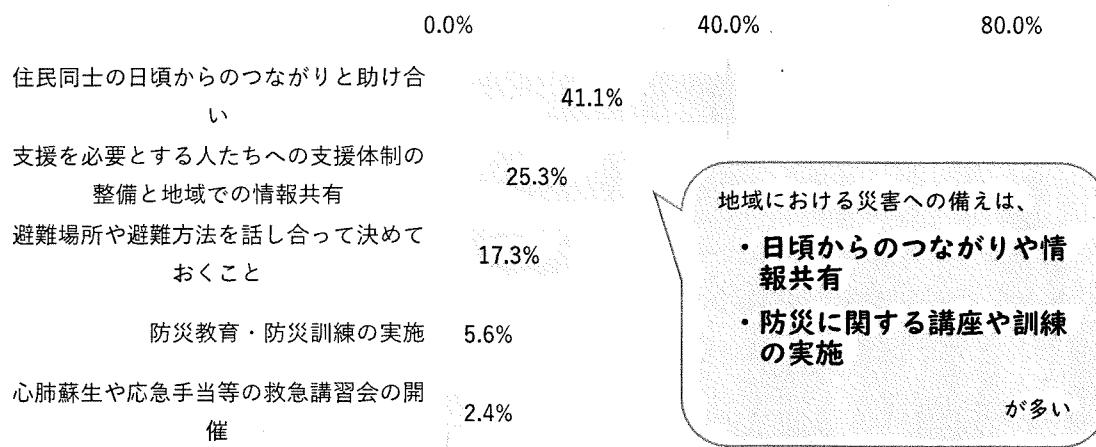


自主防災組織の認知度は、  
“知っている” = 44.6%



防災訓練への参加状況は、  
“参加している” = 12.7%

##### ■災害に対して、地域で最も必要だと思う備え(上位5つ)/町民アンケート調査



#### 成果目標

項目	現状値	目標値
「防災訓練」への参加者の増加 (町民アンケート調査で「防災訓練に参加している」と回答した割合の上昇)	12.7%	22.0%

## 住民・地域の取り組み

- 避難所の確認や食料の備蓄・非常持出しの準備等、日頃から防災への意識を持ちましょう。
- 地域での防災訓練や講演会等、防災・減災に関する取り組みに積極的に参加しましょう。
- 自主防災組織を中心に、災害発生時に町民同士で支援し合える体制を整えましょう。
- 犬の散歩や朝のジョギング等の日常生活における見守りや防犯パトロールを行いましょう。
- 家庭で子どもへの交通ルール・防犯に関する教育を行いましょう。
- 消費者被害にあわないよう情報収集に努めるとともに、周りと情報交換し、被害が広がらないようになります。

## 社会福祉協議会の取り組み

- 行政と連携し、避難訓練や防災訓練を実施します。
- 地域で集まる機会に参加し、防災意識の周知・啓発に取り組みます。
- 災害時に迅速に避難支援を行えるよう、行政と連携し、定期的に個別避難計画の更新を行います。
- 災害時には各種団体や社会福祉法人等と連携し、災害ボランティアセンターを設置します。
- 地域で防犯活動を実施している団体を支援します。
- 高齢者等の消費生活相談や消費者被害防止に向けた講習会を行います。

## 行政の取り組み

- 高齢者等実態調査等を活用し、災害時に避難支援を必要とする人を把握し、個別避難計画や地域防災計画を策定するとともに、地区防災計画の策定を推進します。
- 警察署等と連携し、高齢者の消費者被害防止の取り組みを継続するとともに、今後、高齢者の見守り組織と連携した「(仮称)消費者安全確保地域協議会」の発足に取り組みます。
- 交通安全団体や町内の小中学校と連携し、子どもたちの登下校時の見守りを継続するとともに、今後は地域と連携した見守り体制を検討します。
- 犯罪の抑制となるよう、町内の主要箇所に防犯カメラの増設を検討します。
- 防災行政無線や町公式LINEを活用し、消費者被害に関する注意喚起を行います。
- 各地域の自主防災会での防災士養成を推進し、災害が発生した際に、核となって避難所運営等ができる体制を整備します。
- 防災訓練の実施や防災の担い手となる人材の確保・育成を支援し、地域の防災力を高めます。
- 避難行動要支援者名簿を整備し、平常時から関係機関との連携・情報共有できる体制を検討します。
- 町民の防災意識向上に向け、地域で集まる機会や様々な情報発信媒体を活用し、防災や減災についての情報提供・啓発に取り組みます。
- 災害時に町民に対して、ホームページや町公式LINEを通じて、迅速に避難情報等を配信します。

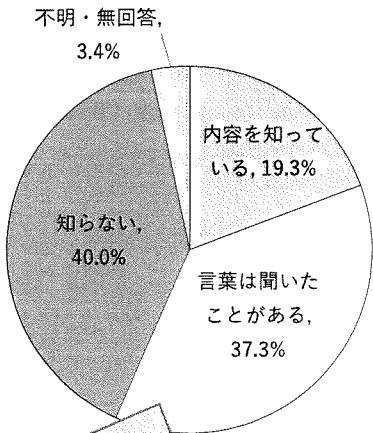
## 方向性2 権利擁護の推進

年齢や障がいの有無等に限らず、地域に住む誰もが安心・安全に住み慣れた地域で生活を送れるようにするために、町民一人ひとりの意思と権利を尊重することが重要です。町民アンケートでは、成年後見制度の認知度は半数を超えており、約2割の人が今後、成年後見制度を利用したいと回答しています。

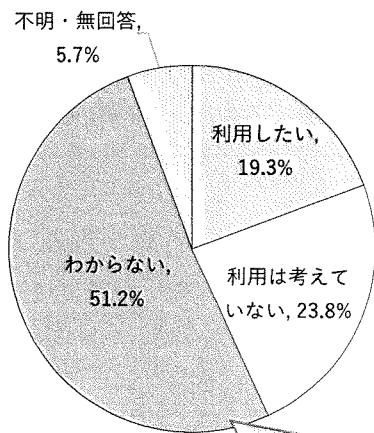
本計画では、本人の意思決定支援や権利擁護に向け、相談窓口の周知と成年後見制度の利用促進を図ります。

### 現状・課題

■「成年後見制度」の認知度/町民アンケート調査 ■「成年後見制度」の利用意向/町民アンケート調査



成年後見制度の認知度は、  
“知っている” = 56.6%



成年後見制度の利用意向は、  
“利用したい” = 19.3%

### 成果目標

項目	現状値	目標値
「成年後見制度」の認知度上昇 (町民アンケート調査で「成年後見制度を知っている（内容を知っている+言葉は聞いたことがある）」と回答した割合の上昇)	56.6%	66.0%

## 住民・地域の取り組み

- 年齢・性別・障がい、国籍・文化等の違いに関わらず、多様な価値観を受け入れ、思いやりをもつて行動しましょう。
- 研修会や講演会に参加し、身近な人権問題について積極的に学び、理解を深めましょう。
- 虐待と思われる様子に気がついたときには、警察や行政機関へ速やかに連絡しましょう。
- 虐待等暴力を受けている場合は一人で抱え込まず、警察や行政の相談窓口に相談しましょう。
- 成年後見制度について理解し、必要に応じて活用するように心がけましょう。

## 社会福祉協議会の取り組み

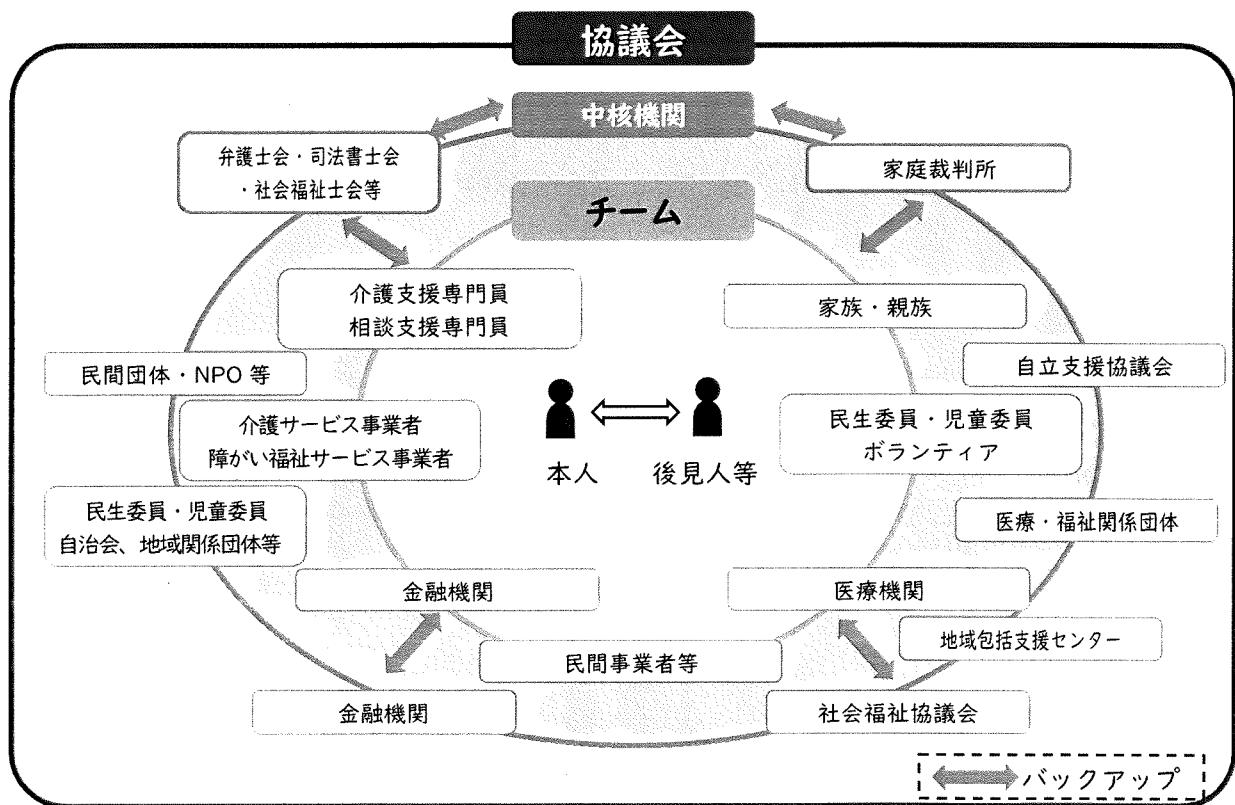
- 町民、関係機関等に成年後見制度の周知や啓発活動を推進し、利用促進に取り組みます。
- 特に高齢者や障がい者（児）に対する権利侵害の防止・早期発見に向け、町民の見守りや支え合いネットワークの強化に取り組みます。
- 事業・サービスを提供する中で、関係機関と情報共有しながら、虐待予防・早期発見に努めます。
- 行政と連携し、虐待防止等の講演会により、町民の意識醸成を図ります。
- 関係機関等への様々な情報提供にあたっては、個人情報の取り扱いに十分配慮します。
- 研修会等を通して、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の普及啓発を図ります。
- 先進地への視察や行政と連携し、法人後見の実施について検討します。

## 行政の取り組み

- 「広報みはる」や防災無線を活用し、人権相談・行政相談についての周知・啓発に取り組みます。
- 成年後見制度の利用促進を図る中核機関を段階的に整備し、関係機関との連携を図りながら、計画的かつ継続的な町民への周知・啓発に取り組みます。
- 虐待防止センター等との連携により、虐待防止に関する研修会や普及・啓発に取り組みます。
- 要保護対策地域協議会において、妊婦や子どもの日常生活をサポートします。
- 町内の小学校で実施している「人権の花運動」や「SOSミニレター」のほか、人権擁護委員による人権教室等を実施し、子どもたちに命の大切さや人権尊重の考えの普及・啓発に取り組みます。
- 国籍や文化的背景の異なる人が、互いの違いを認めながら、地域社会に参加するという「多文化共生」の考え方を啓発します。
- 中核機関を中心に、法律・福祉・医療等の関係機関との連携による地域連携ネットワーク（次ページ参照）を構築し、支援が必要な人の早期発見・早期対応に努めるとともに、支援体制を確立します。

- 中核機関を中心に成年後見制度の利用促進に向け、「相談」「広報」「促進（マッチング）」「後見人支援」の4つの機能の段階的整備と不正利用の防止に努めます。
- 成年後見制度を必要とする人が適切に制度を活用できるよう、成年後見制度利用支援事業を推進します。
- 成年後見等の申し立てが困難な人について町長申し立てを行い、成年後見制度の利用促進につなげます。
- 社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業と連携し、法人による権利擁護体制の構築を推進します。
- 法人後見に関する業務を行うための必要な知識・技能等を習得する研修を行います。
- 関係機関等への様々な情報提供にあたっては、個人情報の取り扱いに十分配慮します。

#### ■成年後見制度の利用促進に向けた地域連携ネットワークイメージ



資料：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き参考

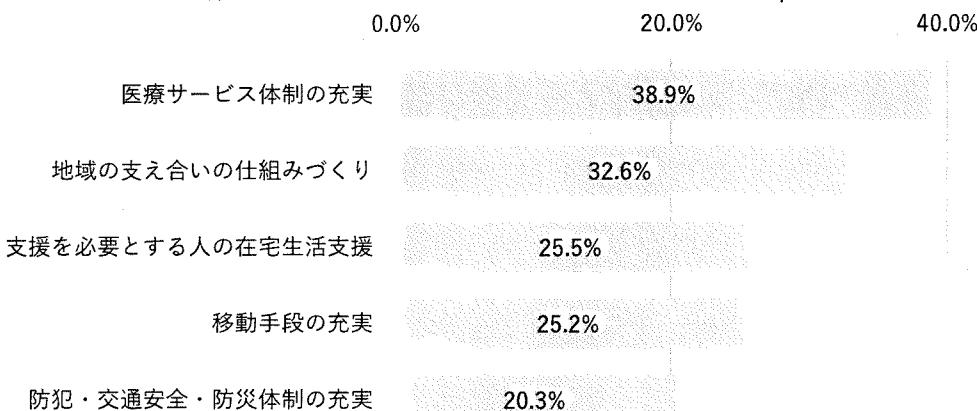
### 方向性3 誰もが健やかに生活できる環境の整備

安心・安全な地域づくりに取り組んでいくためには、地域における住環境の整備が重要となります。町民アンケートでは、地域で安心して暮らしていくために、町で取り組むべきこととして、移動手段の充実が多くなっています。

本計画では、誰もが安全・安心に利用できる公共施設や公園の整備とバス等の公共交通の効率化・利便性の向上に取り組みます。

#### 現状・課題

##### ■地域で安心して暮らしていくために、町で取り組むべきこと(上位5つ) / 町民アンケート調査



今後町で取り組むべきことは、

- ・ 医療サービス体制の充実
- ・ 地域での支え合いの仕組み、支援を必要とする人の在宅生活支援
- ・ 住環境（移動手段や防犯・防災体制）の充実

が多い

#### 成果目標

項目	現状値	目標値
<b>住んでいる地域への「愛着度」の上昇</b> (町民アンケート調査で「住んでいる地域に愛着がある」と回答した割合の上昇)	70.1%	80.0%

## 住民・地域の取り組み

- マナー意識を持ち、道路や公共交通が快適に利用できるよう心がけましょう。
- 点字ブロックや狭い道路に障害になるものは置かないようにしましょう。
- 気持ちよく日常生活を送れるよう、地域全体で自然や生活環境の保全に取り組みましょう。
- バリアフリーやユニバーサルデザインについての知識を深めましょう。
- 病院への送迎や買い物のお手伝い等、地域での身近な助け合いに取り組みましょう。
- 公共施設や公共交通機関等を利用した際に、不便なところがあれば情報提供しましょう。

## 社会福祉協議会の取り組み

- 住宅支援を必要とする人に対して、支援制度の情報提供を行います。
- 高齢者や障がい者（児）等、外出支援を必要とする人の把握や支援を行います。
- 学校と連携して、体験学習によるバリアフリーやユニバーサルデザインに関する教室を開催します。

## 行政の取り組み

- 高齢者が健康で安心・安全に日常生活を送れるよう、高齢者住宅や養護老人ホームの充実に努めます。
- 誰もが安心して日常生活を送れるよう、町営住宅の管理運営を行います。
- 子どもたちの日常生活における安全確保に向け、快適で安全な公園・遊具整備に努めます。
- 役場や各地域の公民館等の公共施設について、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れる等、誰もが利用しやすい施設整備を行います。
- 公共交通事業者や社会福祉協議会、まちづくり協会と連携し、移動手段の整備・充実に取り組みます。
- 歩道の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロック等について緊急性・重要性を考慮しながら計画的に整備します。
- 高齢者や障がい者（児）等の外出支援を必要とする人に対する移動支援の提供・充実に取り組みます。
- 誰もが快適に日常生活を送れるよう、自然環境の維持と公共マナーの周知・啓発に取り組みます。
- 道路の障害物となっている広告物の撤去や改善についての指導を強化します。
- 県で実施している「おもいやり駐車場利用制度」について、市民や事業者への周知を図ります。

## 第5章 計画の推進

### I 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、町・社会福祉協議会・関係機関・町民の協働が必要不可欠です。それぞれが自助・互助・共助・公助の役割を果たすとともに、連携を図っていくことが重要となります。

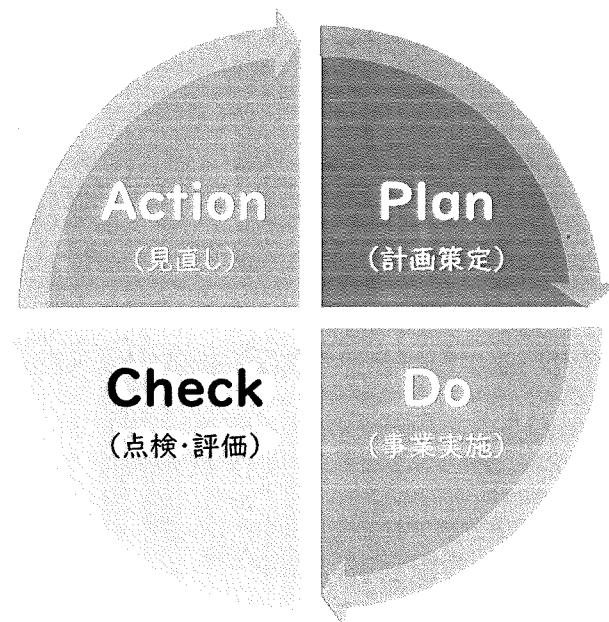
そのため、行政では、地域や町民が円滑に地域福祉を推進できるよう、本計画の周知に取り組むとともに、全庁的な体制整備と三春町社会福祉協議会や各関係機関との連携を図りながら、各種事業を推進します。

また、三春町社会福祉協議会では、地域福祉の中核を担う団体として、組織体制の強化を図るとともに、各種事業の推進にあたって行政や各地域団体と連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組みます。

### 2 計画の進行管理

実効性のある計画としていくためには、定期的に施策や事業の進捗状況を確認し、評価を行うことが必要です。そのため、毎年度の計画の進捗状況を「三春町地域福祉計画推進協議会」に報告するとともに、令和6年度に中間評価を行う等、PDCAサイクルに基づき、計画の進行管理を行います。

#### ■PDCAサイクル



## 資料編

### I 三春町地域福祉計画推進協議会の設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、三春町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、計画の進捗状況を管理し、必要とすべき措置についての意見を聴き、もって計画の総合的な推進に資するため、三春町地域福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗の管理に関すること。
- (3) 計画の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる委員会の委員のうちから町長が委嘱する。

- (1) 三春町高齢者保健福祉等進行管理委員会
- (2) 三春町障がい者計画等検討委員会
- (3) 三春町健康づくり推進協議会
- (4) 三春町子ども・子育て支援会議
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任ができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要あると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

#### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

## 2 三春町地域福祉計画推進協議会の委員名簿

### ■委員名簿(敬称略)

任期:令和3年11月1日～令和6年3月31日

No.	所属団体・役職	氏名	委員会名等	備考
1	三春町区長会長	佐久間 誠治	三春町健康づくり推進協議会会長	
2	民生委員・児童委員協議会会長	橋本 和子	三春町高齢者保健福祉等進行管理委員会会長 三春町障がい者計画等検討委員会会長	会長
3	郡山女子短期大学教授	小林 徹	三春町子ども・子育て支援会議会会長	
4	田村地方基幹相談支援センター (社会福祉士)	松本 敏希	その他町長が必要と認める者 (社会福祉法人福島県福祉事業協会)	
5	三春町商工会	増子 博保	三春町障がい者計画等検討委員会 三春町健康づくり推進協議会	
6	三春町シルバー人材センター 理事長	矢浪 周作	その他町長が必要と認める者	
7	NPO法人桜こまち理事長	遠藤 善幸	三春町障がい者計画等検討委員会	
8	三春町老人クラブ連合会会長	幕田 勝寿	三春町高齢者保健福祉等進行管理委員会 三春町健康づくり推進協議会	
9	三春町赤十字奉仕団代表	渡辺 きし	その他町長が必要と認める者 (ボランティア団体)	
10	三春まちづくり協議会	相川 義則	その他町長が必要と認める者 (担い手・実施団体)	副会長

## 3 策定経過

### ■本計画の策定経過

年月日	内容	備考
令和3年7月25日	住民懇談会【御木沢地区】	・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、 三春・沢石・要田・岩江・中妻・中郷地区は中止 ⇒「地域の支え合いを考える会」の勉強会の内容を計画に反映
令和3年8月9日～ 令和3年8月31日	町民アンケート調査	
令和3年11月30日	第1回 三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	・三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について ・町民アンケート調査結果について
令和4年2月21日～ 令和4年3月4日	第2回 三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（書面会議）	・三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画素案について
令和4年3月14日～ 令和4年3月25日	パブリックコメント	・意見 0件
令和4年3月29日	第3回 三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	・三春町地域福祉計画・地域福祉活動計画について

発行・編集：三春町・社会福祉法人 三春町社会福祉協議会  
(令和4年3月)

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地の2  
電話：0247-62-3166 FAX：0247-62-0202